

きょうとふしょうがいしゃ しょうがいじそうごうけいかく 京都府障害者・障害児総合計画

だい ききょうとふしょうがいしゃきほんけいかく
(第5期京都府障害者基本計画)

だい ききょうとふしょうがいふくしきいかく だい ききょうとふしょうがいじふくしきいかく
・第7期京都府障害福祉計画・第3期京都府障害児福祉計画)

れいわ ねん がつ
令和6年3月

きょう と ふ
京 都 府

もくじ

だい しょう けいかく きほんてき かんが かた 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景及び趣旨	1
(2) 基本理念	5
(3) 施策を進めるにあたっての横断的視点	5
(4) 計画の性格及び位置付け	7
(5) 計画の対象期間	8
(6) 計画の対象となる障害者の範囲	8
(7) 分野別の施策体系	9
(8) 成果目標の設定	9
(9) 計画の推進	10
2 障害保健福祉圏域の設定	10
3 障害者手帳取得者数の推移	12

だい しょう かくぶんやべつせさく きほんほうこう 第2章 各分野別施策の基本方向

I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会	
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	13
2 安全・安心な生活環境の整備	18
3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援及び読み書きバリアフリーの充実	21
4 防災、防犯等の推進	28
5 保健・医療の推進	33

6	じりつ　せいかつ　しえん　い　しけっていしえん　じゅうじつ 自立した生活の支援・意思決定支援の充実	38
---	--	----

II 希望に添つて働き続けることができる社会

7	こよう　しゅうぎょう　けいざいてき　じりつ　しえん 雇用・就業、経済的自立の支援	55
---	---	----

III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの

特性を活かして活躍できる社会

8	じょうがい　つう　まな　つづ　かんきょう　せいび 生涯を通じて学び続けられる環境の整備	60
---	--	----

9	ぶんかげいじゅつ　す　ば　一　つなど　つう　かつどう　きかい　そうしゅつ 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出	65
---	--	----

第3章 サービス見込量及び計画的な基盤整備

1	さ　ー　び　す　みこみりょう サービス見込量	68
---	---------------------------	----

2	けいいき　じょうがい　しゃじり　つしえん　きょう　ぎかい　かだい　せいりとう 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等	98
---	---	----

3	けいいき　かだい　とう　う　せさく　ほうこうせい 圏域の課題等を受けての施策の方向性	114
---	---	-----

第4章 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数

第5章 地域生活支援事業の実施

1	せんもんせい　たか　そだん　しえん　じぎょう　じっし 専門性の高い相談支援事業	117
---	--	-----

2	い　し　そ　つ　う　しえん　おこな　もの　よう　せい　はけん　とう　じぎょう 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業	118
---	---	-----

3	こう　い　き　て　き　しえん　じぎょう 広域的な支援事業	118
---	---------------------------------	-----

4	さ　ー　び　す　そ　だ　ん　しえん　しゃ　し　どう　し　や　い　く　せい　じ　ぎ　よ　う サービス・相談支援者・指導者育成事業	118
---	--	-----

5	に　ん　い　じ　ぎ　よ　う　ち　い　き　せ　い　か　つ　しえん　そ　く　し　ん　じ　ぎ　よ　う　と　う 任意事業・地域生活支援促進事業等	119
---	---	-----

第6章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組

1	じ　ん　ざ　い　よ　う　せ　い　か　く　ほ 人材の養成・確保	120
---	-----------------------------------	-----

2 サービスの質の向上等	122
--------------	-----

第7章 計画の達成状況の点検及び評価

第8章 計画の成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	123
--------------------	-----

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	123
---------------------------	-----

3 地域生活支援の充実	124
-------------	-----

4 福祉施設から一般就労への移行	125
------------------	-----

5 障害児支援提供体制の整備等	126
-----------------	-----

6 京都府の取組について	128
--------------	-----

(別表) 京都府障害者基本計画関連成果目標

参考資料

だい しょう けいかく きほんてき かんが かた 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景及び趣旨

きょうとふ しょうがいしやきほんほう もと だい き きょうとふ しょうがいしやきほんけいかく れいわ ねんど れいわ
京都府では、「障害者基本法」に基づく第4期京都府障害者基本計画（令和2年度～令和

ねんど さくてい しょうがいしや にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうでき しえん
5年度）を策定するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

ほうりつ しょうがいしや そうごうしえんほう もと だい き きょうとふ しょうがいふくしけいかく じどうふくしほう もと だい
の法律（障害者総合支援法）に基づく第6期京都府障害福祉計画、児童福祉法に基づく第

き きょうとふ しょうがいじふくしけいかく さくてい しょうがいしやせさく そうごうでき すいしん はか きょういく ふくし ほけん
2期京都府障害児福祉計画を策定し、障害者施策の総合的な推進を図り、教育、福祉、保健・

いりょう せいかつかんきょう こよう しゅうろう さまざま ぶんや ちやくじつ とりくみ すす
医療、生活環境、雇用・就労など、様々な分野にわたり、着実に取組を進めてきたところ
です。

この間、国では、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（障害者差別解消法）」が施行され、障害者に対する社会的障壁の除去や合理的配慮の

ていきょう かんが かた めいき しょうがいしや こよう そくしんとう かん ほうりつ しょうがいしや こよう
提供の考え方方が明記されたほか、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用

そくしんほう いちぶかいせい へいせい ねん がつ ひじゅん しょうがいしや けんり かん じょうやく
促進法）が一部改正され、さらには、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に

かん ほうりつ せこう へいせい ねん がつ ひじゅん しょうがいしや けんり かん じょうやく
関する法律」が施行されるなど、平成26年1月に批准された「障害者の権利に関する条約

（障害者権利条約）」の実効性を確保するため、障害のある人に関わる制度に大きな動き

み
が見られたところです。

きょうとふ へいせい ねん がつ せいてい き きょうとふ しょうがい ひと ひと ひと とも あんしん
京都府においても、平成26年3月に制定した「京都府障害のある人もない人も共に安心

していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に加え、「言語としての手話の普及を進めると

ともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」を平成30年3月に

せいてい しょうがい ひと ひと ささ あ しゃかい じょうれい へいせい ねん がつ
制定し、障害のあるなしにかかわらず、府民誰もが相互に人格と個性を尊重し合い支え合

きょうせいしゃかい じつげん む しく すす
う共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進めてきました。

なか だい ききょうとふしょうがいしやきほんけいかくおよ だい ききょうとふしょうがいふくしけいかく だい き
こうした中、第4期京都府障害者基本計画及び第6期京都府障害福祉計画、第2期
きょうとふしょうがいじふくしけいかく げんじょう かだい くに だい じしょうがいしやきほんけいかく しようがいふくし
京都府障害児福祉計画における現状と課題、国の第5次障害者基本計画、障害福祉
さーびすとうおよ しようがいじつうしょしょんとう えんかつ じっし かくほ きほんてき ししん くわ れいわ
サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に加え、令和
ねん がつ さくてい きょうとふそうごうけいかく ふ あら しようがいしやきほんけいかく しようがいふくし
5年3月に策定した「京都府総合計画」なども踏まえ、新たに障害者基本計画、障害福祉
けいかく しようがいじふくしけいかく いittaitike きょうとふしょうがいしや しようがいじうごうけいかく さくてい
計画、障害児福祉計画を一体的なものとして「京都府障害者・障害児総合計画」を策定し、
しようがい ひと じりつ しゃかいさんか しょんとう しさく そうごうてき けいかくてき すいしん はか
障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的・計画的な推進を図っています。

しゃかいていき しようへき しようがいしやきべつかいしようほうだい じょう 社会的障壁（障害者差別解消法第2条）

しようがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しようへき しゃかい
障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に
じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい
おける事物、制度、慣行、觀念その他一切のもの。

ごうりてきはいりよ しようがいしやきべつかいしようほうだい じょう 合理的配慮（障害者差別解消法第5条）

しようがいしや ほか もの びょうどう き そ すべ じんけんおよ きほんてき じゆう きょうゆう また
障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は
こうし かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい
行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に
ひつよう きんこう いつ また かど ふたん か
おいて必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものを
いう。

(しようがいしゃせさく かん おも ほうりつとう せいびじょうきょう)
【障害者施策に関する主な法律等の整備状況】

ねん 年	げつ 月	ほうりつめい がいよう 法律名・概要
へいせい 平成26年	がつ 1月	「障害者の権利に関する条約」の批准 <p>・障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進、障害者の権利の実現のための措置など</p>
	がつ 3月	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らす <p>社会づくり条例」の制定 <p>・障害の有無にかかわらない共生社会の実現、障害者差別解消法に定める不利益取扱いの禁止及び合理的配慮の提供、障害者の雇用・就労の促進、社会活動の支援など</p> </p>
	がつ 4月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部平成28年4月施行） <p>・精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直しなど</p>
へいせい 平成27年	がつ 1月	「難病法」の施行 <p>(難病の患者に対する医療等に関する法律)</p> <p>・基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施など</p>
へいせい 平成28年	がつ 4月	「障害者差別解消法」の施行 <p>(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)</p> <p>・障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮など</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行 <p>・雇用の分野の障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮、法定雇用率算定基礎への精神障害者の追加など</p> </p>
	がつ 5月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行 <p>・成年後見制度の理念の尊重、利用の促進、利用に関する体制の整備など</p>
	がつ 8月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 <p>・切れ目のない発達障害者の支援を行うことが特に重要であること、障害者基本法の一部改正や障害者差別解消法の成立などを背景に、法律全般にわたり改正</p>

年 月	法律名・概要
平成29年 4月	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」の制定</p> <p>・賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、居住支援法人の指定など</p>
平成30年 3月	<p>「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人との人が支え合う社会づくり条例」の制定</p> <p>・言語としての手話の普及、聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保</p>
4月	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行</p> <p>(一部平成28年6月施行)</p> <p>・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、補装具費の支給範囲の拡大など</p> <p>「障害者文化芸術推進法」の施行</p> <p>(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)</p> <p>・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、芸術上価値の高い作品等の評価等、権利保護の推進、芸術高い作品等の販売等に係る支援、文化芸術活動を通じた交流の促進、相談体制の整備など</p>
令和元年 6月	<p>「読書パリアフリー法」の施行</p> <p>・図書館の利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化など</p>
令和3年 6月	<p>「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の制定</p> <p>(令和6年4月施行)</p> <p>・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化など</p> <p>「医療的ケア児支援法」の施行</p> <p>・医療的ケア児及びその家族の支援に係る施策の実施、医療的ケア児支援センターの設置など</p>
令和4年 5月	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行</p>

年 月	法律名・概要
12月	<p>・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進</p> <p>「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」の制定 (令和6年4月施行等)</p> <p>・障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに 対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズ に応じた支援体制の整備、居住地特例対象施設に介護保険施設を追加など</p>

(2) 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら

共生することができるよう、次の社会を目指します。

- ① 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会
- ② 希望に添って働き続けることができる社会
- ③ 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会

(3) 施策を進めるにあたっての横断的視点

① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、安心して生活できるようにするため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する施設や設備、様々な制度や慣行、観念等の社会的障壁(バリア)の除去を進め、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。

② 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育、文化芸術・スポーツ等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。

③ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施する。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等それぞれの障害の特性や求められる配慮について、府民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る。

④ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障害のある女性、障害のある子ども及び障害のある高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮の必要性を踏まえて障害者施策を展開する。

⑤ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者施策の実施に当たっては、PDCAサイクルを構築し、着実に実行するとともに、障害者権利条約の実施状況に関し令和4年9月に採択・公表された障害者権利委員会による総括所見等も扱うなど、施策の不断の見直しを行っていく。

また、障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担のもとで、障害者施策を実施する。

さらに、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、

子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関する他の施策・計画

等との整合性を確保し、総合的・計画的な施策の展開を図る。

高次脳機能障害

ケガや病気により、脳に損傷を負うことで記憶障害、注意障害、遂行機能障害、

社会的行動障害などの症状が出ることにより、日常生活又は社会生活に制約がある

じょうたい

(4) 計画の性格及び位置付け

この計画は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、京都府が講ずる障害者施策に関する総合的な計画として位置付け、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に定めるものです。

障害者基本計画は、障害者施策についての基本的な方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、

障害者基本計画の実施計画として位置付け、また、各市町村が計画に定めるサービス等見込み量や数値目標、各圏域における課題を踏まえ策定します。

なお、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行により、障害者の社会参加を促進する施策の充実が図られており、この計画は、読書バリアフリー法に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、本府においては、障害者基本法に基づき、学識経験者や障害者団体及び各種障害

のある

当事者等から構成されている「京都府障害者 施策推進協議会(障害者 総合支援法に基づく

「京都府障害者 自立支援協議会」を兼ねる。)」を設置しており、計画の策定に当たっては、

同協議会の意見を聴くこととし、計画に反映させています。

また、本計画は、障害のある府民へのアンケートやパブリックコメントを行った上で策定しています。

障害者自立支援協議会

障害のある人が地域で自立した生活ができるように支援するため、関係機関や関係団体、

障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、

地域の支援体制の整備について協議を行うための場であり、地方公共団体が設置するもの。

(5) 計画の対象期間

計画の対象期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。なお、障害福祉計画・障害児福祉計画に関するものについては、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(6) 計画の対象となる障害者の範囲

この計画の対象となる障害者は、障害者基本法第2条の定義に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)」その他心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

(7) 分野別の施策体系

この計画では、共通する5つの横断的視点を基に、9つの分野から施策を構築し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進していきます。

I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実及び読書バリアフリーの充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 保健・医療の推進
- 6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実

II 希望に添って働き続けることができる社会

- 7 雇用・就業、経済的自立の支援

III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとり

の特性を活かして活躍できる社会

- 8 生涯を通じて学び続けられる環境の整備
- 9 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出

(8) 成果目標の設定（詳細は「別表」参照）

計画期間に達成すべき目標として数値化が可能な施策について、成果目標を設定し、計画の実効性を確保します。

(9) 計画の推進

計画の推進に当たっては、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、多様性を認め

合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現に向けて、京都府が主体となり、国、

市町村、関係団体・施設・事業者等と連携を図り、一体的かつ総合的な取組を行います。

特に国に対しては、国の障害者基本計画、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の

円滑な実施を確保するための基本的な指針、障害者総合支援法等に基づく必要な行財政上の措置と支援を要請します。

また、計画に掲げた方針や施策については、府として全庁的に総合的な取組を行います。

計画の実施に当たっては、「京都府障害者施策推進協議会（京都府障害者自立支援協

議会）」の意見を聴きながら進捗状況の把握と点検を行い、計画的な推進を図ります。

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略称で、平成27年9月の国連持続可能な開発サミット

で採択された国際目標。「誰一人取り残さない」をスローガンに、令和12年を目標とする

貧困削減、格差の是正、平和構築など多岐にわたる17のゴール・169のターゲットから構成されている。

2 障害保健福祉圏域の設定

(1) 設定の趣旨

障害のある人に対する保健福祉サービスについては、その施策内容や市町村の人口規模

などから、市町村によっては、単独での実施が困難な場合があることから、地域にサービスの

偏在が生じないよう、市町村の地域特性や人口規模などを踏まえ、複数の市町村を含む

こういきてき けんち せさく てんかい はか ふいき ぜんたい ばらんす さーびす きょうきゅうたいせい きばん
広域的な見地から施策の展開を図り、府域全体のバランスのとれたサービス供給体制、基盤

せいび すいしん へいせい ねん がつ しょうがいほけん ふくしけんいき せってい
の整備を推進するため、平成10年11月から障害保健福祉圏域を設定しています。

(2) 設定の考え方

ほけん いりょうせさく およ こうれいしやせさく れんけい はか ひつよう きょうとふ ほけん いりょうけいかく
保健・医療施策及び高齢者施策との連携を図る必要があるため、京都府保健医療計画に
もと じ いりょうけん およ きょうとふ こうれいしやけんこうふくし けいかく もと こうれいしやけんこうふくしほんいき どういつ
基づく「2次医療圏」及び京都府高齢者健康福祉計画に基づく「高齢者健康福祉圏域」と同一
くいき けんいき
区域の6つの圏域としています。

きょうと おとくにけんいき だいとし とくれい きょうとし けんげん さだ
なお、京都・乙訓圏域については、大都市特例により京都市の権限が定められていることか
ら、「京都市サブ圏域」及び「乙訓サブ圏域」を設定しています。

けんいきめい 圏域名	し ち ょ う そ ん めい 市町村名
たんご 丹後	みやづし きょうたんごし いねちょう よさのちょう 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
ちゅうたん 中丹	ふくちやまし まいづるし あやべし 福知山市、舞鶴市、綾部市
なんたん 南丹	かめおかし なんたんし きょうたんばちょう 亀岡市、南丹市、京丹波町
きょうと 京都	きょうとし 京都市
	むこうし ながおかきょうし おおやまざきちょう 向日市、長岡京市、大山崎町
やましろきた 山城北	うじし じょうようし やわたし きょうたなべし くみやまちょう いでちょう 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、 うじたわらちょう 宇治田原町
やましろみなみ 山城南	きづがわし かさぎちょう わづかちょう せいかちょう みなみやましろむら 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

3 障害者手帳取得者数の推移

令和4年度末現在で、京都府における障害者 手帳取得者数 は、約 19万8千人 です。

障害者 自立支援法が施行された平成18年度末（約16万2千人）との比較では、約

3万6千人 増えています。

	平成18年 （障害者自立 支援法施行）	令和2年	令和3年	令和4年	(18)-(4) ぞうかりつ 増加率
身体障害	132,666	141,836	139,247	137,466	3.6 % 増
知的障害	17,909	28,768	29,234	29,904	67.0 % 増
精神障害	12,063	27,864	29,232	31,090	257.7 ばーせんとぞう % 増
合計	162,638	198,468	197,713	198,460	22.0 % 增

（注） 京都市含む。各年度末時点の数字。

だい しょう かくぶんやべつせさく きほんほうこう 第2章 各分野別施策の基本方向

I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人との人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進します。

また、条例及び障害者差別解消法等に基づき、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を着実に推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。

○ 市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、障害者虐待防止法、高齢者虐待防

止法について、広く府民に周知し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

○ 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職団体と連携・

協力して、専門職チームの市町村への派遣、専門職による電話相談を行うなど、

障害者虐待、高齢者虐待の対応窓口となる市町村の権利擁護の取組をきめ細かく

支援します。

○ 虐待事例に基づき、市町村職員を対象とする事例検討会を行うとともに、市町村

等が開催する権利擁護研修等に専門職の講師を派遣するなど、関係職員の

スキルアップや資質向上を図ります。

○ 障害者施設・事業所・市町村職員を対象とする虐待防止研修を開催し、施設・

事業所における障害者虐待の未然防止等の取組の促進を図ります。

○ 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、成年後見制度の正しい

知識の周知を図り制度の適切な利用を促進するとともに、市町村の成年後見制度利用

促進に係る体制整備の取組を支援します。

○ 法人後見の取組や市民後見人の養成等を促進するため、市町村職員を対象とする

先進事例等の勉強会を開催するとともに、市町村が行う成年後見制度利用支援事業や

成年後見制度法人後見支援事業を支援します。

○ 障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用援助(福祉サービス

に関する情報提供・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的金銭管理等)を行う

ことにより、安心して地域で自立した生活が送れるように支援します。

成年後見制度

家庭裁判所で選任された成年後見人や保佐人等が、認知症、知的障害、精神障害など

により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等

を行う制度。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、府民誰もが、障害のある人や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、一人ひとりが互いを思いやり、支え合えるようにするために、幅広い府民への啓発活動を実施し、「心のバリアフリー」を推進します。

条例や障害者差別解消法等に基づく、障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮について、広く府民、事業者等の関心と理解を深める啓発活動を行うとともに、身近な地域で相談に応じる相談体制、調整体制を整備し、バリアの解消を支援します。

○ 障害のある人等の支援を必要とする方々が毎日の生活を送る上で支障となる様々な社会的障壁（バリア）をなくしていくため、府民一人ひとりが、それぞれの立場でできる支援をする応援者となっていただけるよう、心のバリアフリーを推進する啓発活動を実施します。

○ 条例の趣旨・内容を広く府民に周知し、障害のある人の社会参加と府民の理解を促進するため、府の各種広報媒体を通して啓発を実施するとともに、市町村やテレビ、新聞等のマスメディアの協力を得ながら啓発活動を実施します。

- 障害 を理由とした不利益取扱いの具体的な事例や、障害 のある人への配慮の望ましい事例などを収集 ・整理の上、事例集 の改訂版 を作成して、広く府民、事業者 等に周知し、障害 のある人等の社会参加を制約するバリアの解消 を促進します。

- 障害 を理由とした不利益取扱いや合理的配慮の個別の事案について、身近な地域で相談に応じる体制を整備するとともに、条例 に基づく「京都府障害者 相談等調整委員会」を設置し、より専門性の高い不利益取扱いの事案等の助言・あっせんによる解決を図ります。

- 行政 機関、民間事業者 等の合理的配慮の取組を促進するため、行政 機関等の窓口職員 への研修 や事業者 を対象 とするセミナーの実施等の取組を推進します。

- 障害者週間を中心として、障害者団体と連携し、府内各地で啓発活動 (チラシや「ほっとはあと製品」の配布) を実施し、理解促進を図ります。

- 障害者 福祉の啓発を内容としたポスター及び体験作文を募集し、啓発ポスターとして使用するとともに、入賞 作品を「京都とておきの芸術 祭」等で展示します。

- 府内の障害 のある人や関係者が集い、広く障害 に関する理解と認識を深め、障害 のある人の自立と社会参加意欲を増進し、障害者 福祉の増進を図ります。

- 聞こえのサポーター養成講座を開催することにより、見えない障害 である聴覚障害 への理解促進を図ります。

- 精神障害 のある人及びその家族からの相談に応じ必要な助言等を行うとともに、

せいしんほけん ふくし かん ただ ちしき りかい ふきゅう つと せいしんしょうがい ひと じりつ
精神保健福祉に関する正しい知識と理解の普及に努めるなど、精神障害のある人の自立

しゃかいさんか そくしん はか けんこうすいしんいん せつち
と社会参加の促進を図る「こころの健康推進員」を設置します。

- 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」や「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成等、認知症を正しく理解し、地域で支え合える環境づくりを進めます。

かくしちょうそん にんちしょまさぼーたー にんちしょまさぼーたー ようせいこうざ こうしやく
また、各市町村における認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族のニーズとをつなぐ「チームオレンジ」の構築を支援します。

- 障害のある人を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」や、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。

- 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対する一時金の支給については、都道府県が請求の受付等を行っており、着実に支給が行われるよう、広く周知等に努めます。

こころ ぱりあふリー ぱりあふリー ゆにはーさるでざいん すいしんようこう ないかくふ
心のバリアフリー（バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（内閣府））

だれ しえん ひつよう かたがた じりつ にちじょうせいかつ しゃかいいせいかつ かくほ じゅうようせい
誰もが、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性

りかい ふか しそん ささ あ
について理解を深め、自然に支え合うことができるようになります。

2 安全・安心な生活環境の整備

(きほんてき かんが かた) 【基本的考え方】

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

子どもや高齢者、障害のある人をはじめ誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー情報の提供やおもいやり駐車場の利用証制度の推進に取り組みます。

○ 京都府福祉のまちづくり条例に定める特定まちづくり施設やおもいやり駐車場

協力施設等を中心、「人にやさしいまちづくりホームページ」において施設のバリアフリー情報を提供します。

○ 全ての府民にとって暮らしやすいまちづくりを推進し、障害のある人や高齢者など誰もが安心して外出できる社会の実現を目指して、京都おもいやり駐車場利用証制度を推進します。

○ 身体に障害がある人や高齢者が安心・安全に通行できる交通安全施設及び道路交通環境の整備を推進します。

また、バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路における京都府管理道路の

ぱりあふりーか
バリアフリー化を図ります。

(2) 住宅の確保

しょうがい ひと ちいき じりつ せいかつ すいしん たよう せたい きょじゅう こうりゅう
障害のある人の地域での自立した生活を推進するため、多様な世帯が居住し交流できる

ふえい じゅうたくとう せいび ぱりあふりーか ふえいじゅうたく ゆうせんにゅうきょ とりくみ すいしん
府営住宅等の整備やバリアフリー化、府営住宅への優先入居などの取組を推進します。

○ 障害のある人や高齢者、子育て世帯はもとより、多様な世帯が居住し交流できる

ふえい じゅうたくとう せいび ゆにばーさるでざいん かんが かた すいしん
府営住宅等を整備し、ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりを推進します。

○ 障害のある人の生活や活動の障害とならないよう、バリアフリー仕様の府営住宅

けんせつ おこな きせつ ふえいじゅうたく じゅうこない えれべーたー せっち
の建設を行うとともに、既設の府営住宅においても、住戸内やエレベーターの設置をはじめとする共用部分のバリアフリーの改善を進めます。

○ 加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも住み続けられるよう、
ぱりあふりー かいしゅうとう きぞん じゅうたく きのう こうじょう はか こうじ たいして とりあつかいきんゆうきかん
バリアフリー改修等の既存住宅の機能向上を図る工事に対して、取扱金融機関と

ていけい ていきんり りふおーむ しきん ゆうし おこな
提携して低金利でリフォーム資金の融資を行います。

○ 行政に加え、不動産関係者、福祉関係者などが連携して、民間賃貸住宅における

じゅうたくせーふていねっと とりくみ そくしん しょうがい こうれいしゃ じゅうたくかくほ
住宅セーフティネットの取組を促進し、障害のある人、高齢者などの住宅確保

ようはいりょしゃ あんしん く じゅうたく かくほ
要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保します。

○ 障害者世帯の府営住宅への入居を支援するため、一般募集とは別に、年3回

ゆうせんわく もう ぼしゅう おこな にゅうきょきかい かくほ はか
優先枠を設けて募集を行い、入居機会の確保を図ります。

(3) 移動しやすい環境の整備等

障害のある人や高齢者をはじめ誰もが安心して外出できるよう、鉄道駅舎や道路における

段差解消や、交通安全施設、道路交通環境の整備促進などを推進します。

○ 鉄道駅舎及びその周辺地区におけるバリアフリー化を一体的に促進し、高齢者・

障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、その中心となる鉄道

駅舎を対象に、国庫補助制度と協調し、関係市町とともに、鉄道事業者が行う

バリアフリー化事業に対して助成します。

○ 身体に障害がある人や高齢者が安心・安全に通行できる交通安全施設及び道路交通

環境の整備を推進します。

また、バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路における京都府管理道路の

バリアフリー化を図ります。<再掲2(1)>

○ 身体に障害のある人などからの駐車禁止除外指定車標章の交付申請により、審査

のうえ当該標章を交付し、安全な駐車環境の確保を図ります。

(4) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例などに基づき、多くの人が利用する施設の

バリアフリー化等を進め、誰もが安心して行き来できるまちづくりを推進します。

○ 京都府福祉のまちづくり条例に定める特定まちづくり施設やおもいやり駐車場

協力施設等を中心には、「人にやさしいまちづくりホームページ」において施設の

バリアフリー情報を提供します。<再掲2(1)>

○ 全ての府民にとって暮らしやすいまちづくりを推進し、障害のある人や高齢者など誰

もが安心して外出できる社会の実現を目指して、おもいやり駐車場利用証制度を

推進します。<再掲2(1)>

- 多数の人が利用する府立都市公園についてバリアフリー化を推進するとともに、市町村管理の公園施設について、バリアフリー化を推進します。
- 多数の人が利用する府立都市公園について、障害の有無や年齢などに関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具を設置します。
- バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例に基づく協議、指導、認定の各段階を通じて、建設時及び維持保全計画におけるバリアフリー化について建築主・事業者等への指導・助言を民間指定確認検査機関と連携して行います。
- 警察署、交番、駐在所は、日々、多数の人が利用することから施設のバリアフリー化を推進することとし、建て替え等の機会に障害のある人が利用できるトイレの設置を推進するほか、ユニバーサルデザインの考え方による施設整備を推進します。

3 情報 アクセシビリティの向上・意思疎通支援及び読書バリアフリーの充実

【基本的考え方】

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人にはよりよいサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

併せて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通

支援の充実 を図ります。

また、障害 (視覚・発達・肢体不自由、その他の障害による表現の認識が困難な者及び知的障害等により配慮を要する者(以下、「視覚障害のある人等」という。))の有無にかかわらず全ての方が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れることができる取組みを進めます。

(1) 情報 アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

① わかりやすい情報 の提供

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、わかりやすい情報 提供 や、コミュニケーション支援の充実 等を推進します。

- 聴覚障害のある人が利用する録画物その他各種情報記録媒体の製作及び手話通訳者の派遣や養成等の便宜等を供与し、聴覚障害のある人への支援拠点となる京都府聴覚障害者情報 提供 施設の設置・運営を支援します。

- 視覚や聴覚に障害のある人が日常生活上必要な情報を容易に得て、また、発信できるように、点字図書館などの充実・利用促進に努めます。

- 府民だよりのバリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行します。
- 京都府のホームページの内容をより工夫し、障害のある人に対して、有効な情報を発信し、WEBアクセシビリティに配慮したホームページを構築します。

- 障害のある人の情報・コミュニケーション支援のため、初心者向けIT講座、視覚・

ちようかくとうしようがいべつあいていこうざ　あいていそうだん　じっし
聴覚等障害別IT講座やIT相談などを実施します。

② 意思疎通支援の充実

しょうがい　ひと　じょうほうほしょう　かくほ　しゅわつう　やくしゃなど　はけん　ようせい　はか　こういき
障害のある人の情報保障を確保するため、手話通訳者等の派遣や養成を図るほか、広域

しんこうきょく　ふ　きかん　まどぐち　かんきょうせいび　つと
振興局など府機関窓口における環境整備に努めます。

○ 聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者

はけん　とう　じっし
派遣等を実施します。

○ 聴覚に障害のある人の情報保障のため、コミュニケーション支援アプリ(UDT)

とーく　こういきしんこうきょく　ふ　きかん　まどぐち　せつち　えんかつ　いし　そつう　ひつよう　じょうほうていきょう
トーク)を広域振興局など府機関窓口に設置し、円滑な意思疎通や必要な情報提供

ができるよう環境整備を行います。

○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための点訳奉仕員、

ろうどくほうしこんなど　ようせいじぎょう　じゅうじつ　はか　じんざい　ようせい　かくほ　つと　だいどく
朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。また、代読、

だいひつじぎょう　しょうがいふくし　さーびす　ちいき　せいかつしんじぎょう　じっし　つと
代筆事業が障害福祉サービス・地域生活支援事業において実施されるよう努めます。

○ 聴覚に障害があり、電話での相談が困難な人が利用できるよう、電話リレーサービス

そだん　う　つ　けいさつそうごうそだんしつ　そだんせんようふあっくす　せつち　じかん
での相談を受け付けるほか、「警察総合相談室」に相談専用ファックスを設置し、24時間

受けつけ　おこな
受付を行います。

③ 選挙等における配慮等

しょうがい　ひと　せんきょけん　えんかつ　こうし　せんきょとう　かん　じょうほうていきょう　じゅうじつ
障害のある人が選挙権を円滑に行使できるよう、選挙等に関する情報提供の充実

とうひょうかんきょう　こうじょう　つと
や、投票環境の向上に努めます。

○ 選挙公報の点字・音声版の配布など、点字・音声・インターネットを通じた選挙等に

関する情報 提供 の充実 に努めます。

○ 投票所 の施設・設備のバリアフリー化や、代理投票 制度の円滑な実施について、

市町村 選挙管理委員会と協力 して推進します。

○ 投票所 での投票 が困難な人の投票 機会を確保するため、指定病院 等における

不在者投票 制度の周知に努めます。

④ 行政 機関等における配慮 及び障害者 理解の促進 等

府民だよりや京都府ホームページ等を障害 のある人も利用しやすくするとともに、援助

や配慮が必要なことが外見からは分かりにくい方が、周囲から援助等を受けやすくなるよ
う、ヘルプマークの普及を促進します。

○ 府民だよりのバリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行します。

<再掲 3(1)①>

○ 京都府のホームページの内容をより工夫し、障害 のある人に対して、有効な情報を

発信し、WEBアクセシビリティに配慮したホームページを構築します。<再掲 3(1)①>

○ 聴覚 に障害 のある人の情報 保障のため、コミュニケーション支援アプリ (UD

トーク) を広域振興局 など府機関窓口に設置し、円滑な意思疎通や必要な情報 提供

ができるよう環境 整備を行います。<再掲 3(1)②>

○ 聴覚 に障害 があり、電話での相談が困難な人が利用できるよう、電話リレーサービス

での相談を受け付けるほか、「警察総合相談室」に相談専用ファックスを設置し、24時間

受付を行います。<再掲 3(1)②>

○ 義足や人工関節を使用している方、内部障害 や難病 の方、妊娠初期の方など、援助

や配慮 を必要 としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方に配慮 を必要 と

していることを知らせるためのヘルプマークの普及 を促進 します。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害 や難病 の人、又は妊娠初期の人など、

援助 や配慮 を必要 としていることが外見からはわからない人が、周囲の人配慮 を必要 とし

ていることを知らせることで、援助 を得やすくするためのマーク。

(2) 読書バリアフリーの充実

府立図書館、市町村立図書館、学校・大学図書館、点字図書館、当事者団体、行政 などの

関係機関が連携し、視覚障害 のある人等が利用しやすい書籍等の充実 など、以下の取組を

すいしん
推進 します。

① 視覚障害者 等による図書館の利用に係る体制整備

府立図書館は、市町村立図書館、学校・大学図書館、点字図書館（以下、「市町村立図書

館等」という。）との連携を図り、アクセシブルな書籍を充実 させるため、既存の取組を

活用 しつつ相互利用の拡大 を図るとともに、施設・設備 のバリアフリー化に一層

と
取り組みます。

市町村立図書館等において、読書支援機器などの活用や役割に応じたアクセシブルな

書籍が充実するよう、連携を図ります。

また、府立図書館では来館者が求める資料や情報を得られるよう、効果的な案内やカウン

ターサービスの向上など利用しやすい環境整備に一層取り組むとともに、市町村立

図書館等においても幼児期から生涯をとおして各年齢に応じた図書や、研究・研鑽等に

必要な図書が利用しやすい環境となるよう、連携を図ります。

② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

府立図書館は、視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サビエ」、国立国会図書館

「視覚障害者等用データ送信サービス」等の障害者用資料検索システムの周知を図る

とともに、京都府図書館総合目録ネットワークの利用促進に向けた利用者への周知などの

取組を行います。併せて、市町村立図書館等と周知等において連携を図ります。

府立図書館、市町村立図書館等がデイジー図書などのアクセシブルな図書を収集した

場合、サビエや総合目録ネットワークに登録し、他館との相互利用が積極的に進むよう、

連携を図ります。

③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援

関連機関等と協力して、点字・録音図書の製作支援を推進するとともに、アクセシブル

な図書を製作する団体・出版社等と、あらゆる場面で意見交換などを通じて、利用可能な

図書の拡大を目指します。

④ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

あくせしぶる でんし しょせきなど りよう たんまつきき とう りよう かんけい じょうほう
アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等の利用にあたり、関係する情報

こうほう おこな しかく しょうがい ひととう ふりつ としょかん しちょうそんりつとしょかん とう しょくいん
の広報を行うとともに、視覚障害のある人等、府立図書館、市町村立図書館等の職員、

きょういん こうしううかい かいさい
教員などへの講習会を開催します。

⑤ 製作人材、図書館サービス人材の育成

とうじしゃ しえん だんたい た かんけいだんたいとう れんけい てんやくほうしいん おんやくほうしいん あくせしぶる
当事者・支援団体、その他関係団体等と連携して点訳奉仕員、音訳奉仕員、アクセシブル

でんし でーたせい さくしやなど ようせい いくせい おこな
な電子データ製作者等の養成・育成を行います。

しょく しょく きょうゆ がっこうしょ とう しつ こうじょう はか としょ しえん きき しょう ほうほう しょうがい
司書、司書教諭、学校司書等の資質の向上を図るため、図書支援機器の使用方法や障害

ふくし さーびす けんしゅうかい かいさい
福祉サービスの研修会を開催します。

ふりつ としょかん しちょうそんりつとしょかん とう とうじしゃ しえんしゃ れんけい あいしーいーぎじゅつ かつようとう
府立図書館、市町村立図書館等、当事者・支援者との連携や、ＩＣＴ技術の活用等に

たよう どくしょけいたい たいおう じんざい いくせい はか
より、多様な読書形態に対応できる人材の育成を図ります。

さびえ サピエ

しかく しょうがい のある人を始め、目で文字を読むことが困難な人に対して、様々な

じょうほう てんじ おんせいいでーた ていきよう ねつとわーく
情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。

きょうとうふとしょかん そぞうもくろくねっとわーく 京都府図書館総合目録ネットワーク

きょうとうふない こうりつとしょかん どくしょしせつ だいがくとしょかん とうさんかかん しょぞうしりょう しょし でーた
京都府内公立図書館・読書施設、大学図書館等参加館の所蔵資料の書誌データを

いつかつ けんさく きょうとうふとしょかん そぞうもくろく ちゅうしん ふりつとしょかん うんこう れんらく
一括して検索できる「京都府図書館総合目録」を中心 に、府立図書館が運行する連絡

きょうりょくしゃ つか さんかかん そぞうごきょうりょく そぞうたいしやく ささ ねつとわーく
協力車 を使い、参加館の相互協力 ・相互貸借 を支えるネットワーク。

とくていしょせき 特定書籍

ちょさくけんほうだい じょうだい こうまた だい こうほんぶん きてい せいさく しかく しょうがい
著作権法 第37条 第1項 又は第3項 本文の規定により製作される視覚障害 のある

ひととう りょう しょせき てんじ としょ かくだいとしょなど
人等が利用しやすい書籍 (点字図書、拡大図書等)。

とくていでんし しょせき 特定電子書籍

ちょさくけんほうだい じょうだい こうまた だい こうほんぶん きてい せいさく しかく しょうがい
著作権法 第37条 第2項 又は第3項 本文の規定により製作される視覚障害 のある

ひととう りょう でんし しょせき でいじー としょ おんせいよ あ たいおう でんし しょせき
人等が利用しやすい電子書籍 (デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍、

おーでいおぶづく など
オーディオブック等)。

4 防災、防犯等の推進

【基本的考え方】

しょうがい ひと ちいき しゃかい あんしん あんぜん く ぼうさい
障害 のある人が地域社会において、安心して安全に暮らすことができるよう、防災

たいさく すいしん しようと ひと はんざいひがい しょうひしゃひがい まも ぼうはん
対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯

たいさく しょうひしゃとらぶる ぼうし む とりくみ すいしん
対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1) 防災対策の推進

さいがいじ じょうほうていきょう ひがい う こうれいしゃ しょうがい ひと
災害時のわかりやすい情報 提供 や、被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの
ようはいりょしゃ てきせつ ひなん しえん しちょうそん とりくみ しえん ぼうさいたいさく すいしん
要配慮者 を適切に避難支援するための市町村の取組の支援など、防災対策を推進します。

○ 京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて、市町村域や府県域を超える

だいきぼ こういききいがいじ びょういん しゃかいふくし しせつとう ひなん うけいれ しえん
大規模・広域災害時における病院、社会福祉施設等の避難・受入を支援します。

○ 災害時に被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの要配慮者が安心して

す ひなんばしょ めざ ふくし ひなんじょ ふくし ひなん こーなー せつち しちょうそん とりくみ
過ごせる避難場所を目指して、福祉避難所や福祉避難コーナーの設置など市町村の取組を

しえん
支援します。

○ 避難所においてコミュニケーション支援が必要な障害のある人や高齢者等に配慮し

た機器整備を促進します。

○ 災害時に高齢者や障害のある人などの要配慮者を適切に支援できる京都府災害

はけん ふくし ちーむ ふくし ひなん さぼーとりーだー ようせい
派遣福祉チームや福祉避難サポートリーダーを養成します。

○ 高齢者や障害のある人などの要配慮者を適切に避難支援するため、市町村が

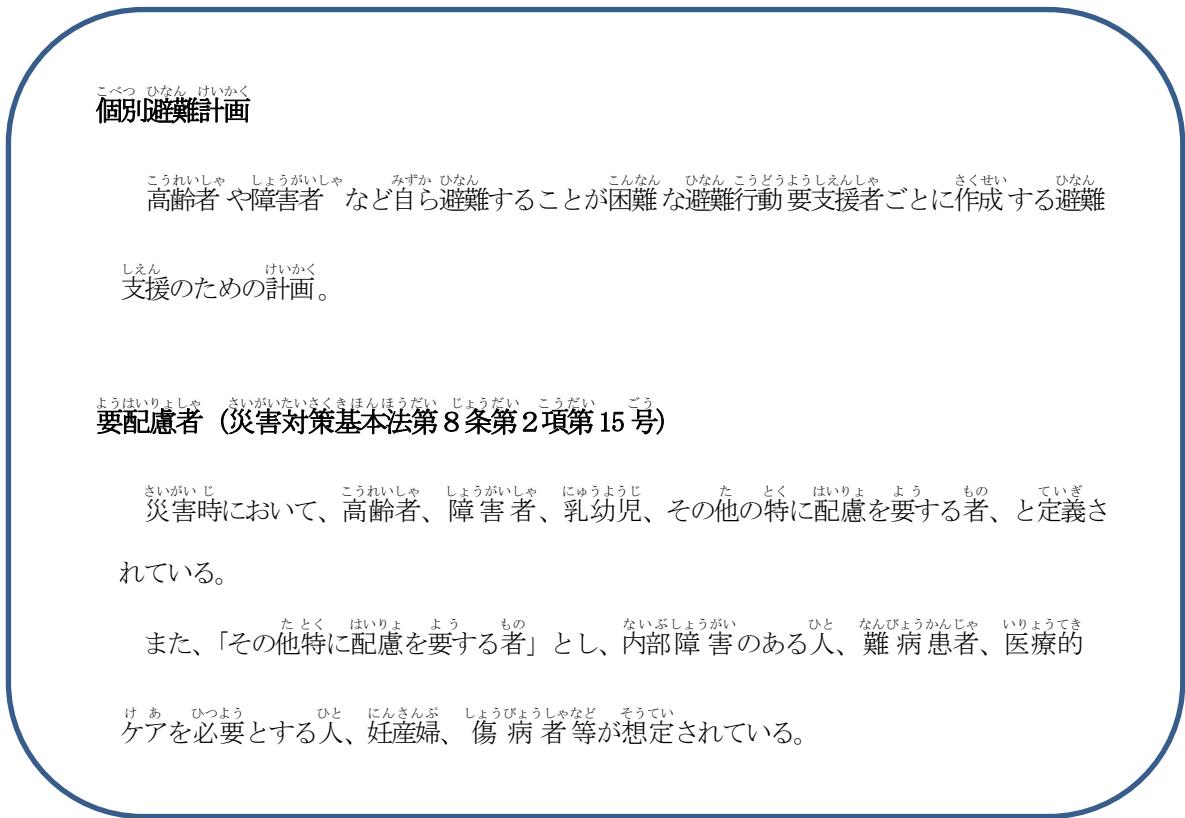
と く こ べつひなん けいかく さくせい しえん
取り組む個別避難計画の作成を支援します。

○ 京都府広報テレビ番組、ラジオ番組、広報紙「きょうと府民だより」、SNSや

ほーむページなど かくしゅこうほうばいいたい かつよう しょうがい ひと ちいき しゃかい あんぜん
ホームページ等の各種広報媒体を活用し、障害のある人が地域社会において安全に、

安心して暮らすことができるよう、防犯や災害情報、犯罪や事故に遭わない情報を
発信します。

- 府民の安心安全に寄与するため、防災防犯メールの利用促進が図られるよう、府から
住民への情報発信の拡充を行い、市町村に対しても周知が行えるよう支援していきます。



（2）防犯対策の推進

アクセスやメール、アプリを活用した緊急通報の推進や、携帯端末等を活用した防災・防犯情報の提供、各種広報媒体を活用した犯罪や交通事故に遭わぬいための情報の発信など、防犯対策を推進します。

- 聴覚及び言語機能に障害のある人が、犯罪被害や交通事故に遭ったり目撃したとき
に、自ら警察に通報することができる「メール110番システム」、「FAX110番

しすてむ システム」及び「110番アプリシステム」の利便性の向上を図ります。

- 防犯・犯罪発生情報等を希望する方に対して、タイムリーに携帯電話やスマートフォン等へメール配信し、防犯意識の高揚等に努めます。
- 聴覚の障害のある人などが地域安全情報の提供を受ける機会を得られるよう、映像等の啓発資料及びタブレット端末の活用や手話のできる警察職員等による防犯教室を開催し、防犯指導を行います。
- 京都府広報テレビ番組、ラジオ番組、広報紙「きょうと府民だより」、SNSやホームページ等の各種広報媒体を活用し、障害のある人が地域社会において安全に、安心して暮らすことができるよう、防犯や災害情報、犯罪や事故に遭わない情報を発信します。<再掲4(1)>

めーる メール110番システム

ちようかく げんご きのう しようがい かた ばんつうほう へいせい れん がつ
聴覚 や言語機能に障害 のある方でも110番 通報ができるよう、平成14年1月か

うんよう かいし いんたーねっと かいせん りょう めーる つうほうじゅり
ら運用 を開始したインターネット回線 を利用してメールのやりとりをする通報受理

しすてむ
システム。

FAX110番システム

ちようかく げんご きのう しようがい かた ばんつうほう へいせい れん がつ
聴覚 や言語機能に障害 のある方でも110番 通報ができるよう、平成2年10月か

うんよう かいし ふあつくす つうほうじゅり しすてむ
ら運用 を開始したファックスによる通報受理システム。

110番アプリシステム

ちようかく げんご きのう しようがい かた ばんつうほう れいわ がんねん がつ
聴覚 や言語機能に障害 のある方でも110番 通報ができるよう、令和元年9月か

うんよう かいし すまーとふおん とう せんよう あぶりけーしょんぶろぐらむ
ら運用 を開始したスマートフォン等に専用 のアプリケーションプログラムを

だうんろーデ しめい など とうろく しょう かのう もじ とう つうほうじゅり
ダウンロードし、氏名等を登録することで使用可能となる文字等による通報受理

しすてむ
システム。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

しおがい ひと しおひしゃひがい ぼうし かんけいきかん れんけい ちいき みまも かつどう
障害 のある人の消費者 被害を防止するため、関係機関と連携 した地域の見守り活動 や、

せいねんこうけんせいど りよう そくしん しおがい かたがた かか しおひしゃとらぶる ぼうし およ
成年後見制度の利用促進などにより、障害 のある方々 に係る消費者 トラブルの防止及び

ひがい きゅうさい はか
被害からの救済 を図ります。

○ 障害 のある人の消費者 被害を防止するため、京都府警察、市町村、福祉関連団体、

じ ぎょうしやとうちいき たよう しゅたい れんけい みまもり たいせい しおひしゃあんぜんかくほ ちいききょうぎかい
事業者 等地域の多様な主体 と連携 した見守り体制 (消費者 安全確保地域協議会) を

こうちく ちいき みまも きょうか はか
構築し、地域での見守りの強化を図ります。

- 家庭裁判所、市町村、専門職 団体等の関係団体と連携し、高齢者や障害のある人を消費者被害などから守る成年後見制度の正しい知識の周知を図り、制度の適切な利用を促進します。

消費者安全確保地域協議会

消費者安全法 第11条の3に定める協議会。消費者安全の確保のための取組を効果的かつ

円滑に行うため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して構築する。

5 保健・医療の推進

【基本的考え方】

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。

(1) 保健・医療の充実 等

高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まる中で、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

- 障害のある人が住み慣れた地域や家庭において自立した生活が送れるよう、地域における障害児に対する医療・リハビリテーション提供体制の充実や医療・保健・福祉分野の関係機関の連携体制の強化を図り、継続的かつ適切なリハビリテーションが

受けられるよう総合的なリハビリテーション提供体制を推進します。

○ リハビリテーション関係者への研修等の実施や各圏域の地域リハビリテーション

支援センターによる地域リハビリテーションの推進、府リハビリテーション教育

センターによるかかりつけ医等に対するリハビリテーション教育の実施、府立医科大学

リハビリテーション医学教室によるリハビリテーション専門医等の養成等総合的に

施策を推進します。

○ 障害のある人など社会的に弱い立場の人などへの医療費助成制度の拡充を図り、

障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、市町村が実施する公費負担医療

制度を支援することにより、障害のある人が安心して医療を受けられるよう努めます。

○ 障害者施設入所者等を対象に、むし歯や歯周病を予防するため、歯科医師・歯科

衛生士による歯科健診・保健指導等を実施します。

○ 「京都歯科サービスセンター中央診療所」及び「京都歯科サービスセンター北部

診療所」により、市町村と連携し、府内で暮らす障害のある全ての人が安心して歯科

診療を受けられるように努めます。

○ 認知症疾患医療センターを核とした認知症サポート医、一般病院、かかりつけ医等

のネットワークを強化し、早期発見・早期対応できる体制を整備します。

○ 臓器提供に関する京都府民の意思を尊重できるよう、移植医療に関する正しい知識

を普及・啓発するため、「意思（おも）いをつなぐグリーンリボン京都府民運動」を、

関係機関・団体と共に推進します。また、臓器移植の専門職として、臓器移植

こーでいねーたー はいち ぞうき ていきょうはっせいじ たいおう ふみん いりょうじゅうじやとう そだんしん
コーディネーターを配置し、臓器提供 発生時の対応 や府民・医療従事者 等の相談 支援、

いょくいりょう かん でまえ こうざ おこな いょくいりょう かん りかい そくしん はか
移植医療に関する出前講座を行い、移植医療に関する理解の促進を図ります。

(2) 保健・医療を支える人材の育成・確保

しょうがい ひととう みぢか ちいき ひつよう いりょう ていきょうとう う
障害 のある人等が身近な地域で必要な医療の提供 等を受けられるよう、医師・看護師等
いくせい かくほ とりくみ じゅうじつ きょうか
の育成・確保の取組を充実・強化します。

- 府内への就業 を希望する理学療法士 等養成施設の学生への修学 資金の貸与、
ほくぶちらいき かいごけいしせつ ふく りはびりてーしょん しゅうぎょうふえあ とう
北部地域や介護系施設を含めたリハビリテーション就業 フェア等の人材確保対策の
じっし りはびりてーしょん じゅうじしゃ しつ こうじょう けんしゅうかい かいさい しょうがいしゃせつ とう
実施やリハビリテーション従事者の資質向上 のための研修会 の開催、障害者 施設等
うけいれけんしゅうとう じんざいいくせい つと
での受入研修 等により人材育成に努めます。

- 高次脳機能障害の診断・治療に携わる医師（精神科、脳神経外科、脳神経内科、
りはびりてーしょんか など すぐ こうじのうきのうしょうがい かか せんもんちしき ふくしてき
リハビリテーション科等）が少ないことから、高次脳機能障害に係る専門知識や福祉的な
しえん そうき せいしんほん ふくし てちょう しゅとく ひつよう しんだんしょさくせい
支援に早期につながるよう精神保健福祉手帳の取得に必要な診断書作成などについての
いりょうかんけいしむ けんしゅうかい じっし
医療関係者向け研修会 を実施します。

(3) 難病 等に関する保健・医療施策の推進

なんびょうとう かん ほけん いりょうせさく すいしん
難病 患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院 の確保を図るとともに、
なんびょうかんじや たい そごうてき そだん しえん ちいき うけいれびょういん かくほ はか
在宅療 養上 の適切な支援を行うことにより、安定した療養 生活の確保と難病 患者及び
かぞく せいかつ しつ こうじょう はか
その家族の生活の質の向上 を図ります。

- 在宅難病 患者の生活の質の向上 に向けて、保健所ごとに設置した「難病 対策
ちいききょうぎかい ちゅうしん いりょう せいかつ かかる そだんしどう なんびょう たい ただ ちしき
地域協議会」を中心 にして、医療や生活に係る相談指導、難病 に対する正しい知識の

情報 提供、患者同士の交流など、保健、医療、福祉サービスが効果的に提供できる

ようにネットワークを拡充するとともに、地域の総合的な支援体制の充実を図ります。

- 難病患者の病状や療養実態に即した支援が地域で適切に提供できるよう、「難病診療連携拠点病院」及び、「難病医療協力病院」を核に、各地域の「指定難病医療機関」等と相互のネットワーク体制を強化します。

- いわゆる難病のうち、指定難病については、治療が極めて困難であり、医療費も高額であることから、これらの疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、保険診療の患者負担分の一部について公費負担を行います。

- 小児慢性特定疾病患者について、今後、成人難病への円滑な移行を推進するとともに、保育所や学校などの児童受入環境の整備を図るために関係機関による連携強化を図ります。

(4) 精神保健・医療の適切な提供等

精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、精神疾患で入院中の人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源の整備を図ります。

- 心の病気を持った方が、身体の病気を併発し救急対応が必要な場合に、一般救急病院と精神科病院が連携して、円滑に受入医療機関に搬送し、適切な治療が受けられる体制整備を進めます。

○ 緊急 に医療 を必要 とする精神障害 のある人等のために、病院 輪番体制 等による

24時間の精神科救急 体制 を確保します。

○ 府立洛南病院 の病棟 再整備を進め、多様化する精神科医療ニーズに対応 します。

○ 医療機関における入院 患者等に対して、精神医療審査会などにより、人権に配慮 し
た適切な処遇を確保します。

○ 通院医療費の助成 等を通じて、精神科医療 を受診する機会を保障 します。

また、医療及び保護のために入院 させなければ自傷他害の恐れがあると認めた場合の

医療保護を円滑に実施するため、その医療費負担の軽減 を図ります。

○ 在宅の精神障害 のある人の社会参加を促進するため、精神保健福祉総合センターに
おいて精神科デイ・ケアを実施するとともに、同様の支援が府内各地の医療機関で実施さ
れるよう取組を推進 します。

(5) 依存症 対策の推進

あるこーる やくぶつおよ ぎゃんぶる いぞんしょうかんじや ちいき てきせつ いりょう う
アルコール、薬物及びギャンブルなどの依存症 患者が地域で適切な医療 を受けられるよう、
医療 提供 体制の整備を図るとともに、患者 や家族のニーズに応じた社会復帰を支援します。

○ 児童精神医療、アルコール・薬物依存症、てんかん等の専門的な精神科医療について、

京都府全体 で対応 できる医療提供 体制の整備を図ります。

○ 薬物依存症 患者 やその家族等が適切な医療 や支援を受けられるよう、NPO と連携
し、相談対応 及び社会復帰支援を実施します。

6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実

【基本的考え方】

自ら意思を決定及び表明 することが困難な人を含め、全ての障害 のある人に対し、必要な意思決定支援を行うとともに、障害 のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

また、障害 のある人の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上 の課題やニーズに対応 した支援体制の整備を進めるとともに、障害 のある人の自己選択や自己決定が尊重 される利用者本位の支援を促進します。

(1) 意思決定支援の充実

障害 のある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会の活動に参加することができ、自らの能力 を最大限発揮できるよう支援を行います。

- 障害 等により判断能力 が不十分な人に対して、福祉サービス利用援助 (福祉サービスに関する情報 提供 ・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的 金銭管理など) を行うことにより、安心して地域で自立した生活が送れるように支援します。<再掲
1(1)>

- 認知症 の人の生活に関わる関係者 (医療・福祉・介護、法曹、金融機関等) に対する研修 の実施等により、認知症 の人の意思決定を支援します。

(2) 相談支援体制の整備

障害 のある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害 種別に対応 した相談支援を提供 する体制の整備を図ります。

- 各障害 保健福祉圏域に障害者 自立支援協議会を設置し、就労 支援や医療的ケア、精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを構築し、困難事例等への広域的な対応を図ります。
- 相談支援の質の向上 及びサービス等利用計画の適切な作成等を図るため、相談支援従事者の養成、スキルアップを進めるとともに、相談担当職員 等の支援を行う人材の養成を図るなど、相談支援体制を充実します。
- 身体、知的、精神に障害のある人に対して、関係団体等と連携し、来所・訪問・電話相談等の方法により、相談できる体制を継続・整備します。
- 気軽に話ができる居場所づくり等を進めるとともに、精神保健福祉総合センターや保健所等の心の健康相談の充実、地域で相談に応じる「こころの健康推進員」の養成、夜間・休日の電話相談の充実 等により、身近な相談体制を整備します。
- 発達障害者 支援センターはばたきは、発達障害者圏域 支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズ等を担うとともに、発達障害者圏域 支援センター(府内6箇所)は、地域の中核的な支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所 等の支援を行うため、地域支援マネジャーを配置し、市町村・保育所等子育て支援機関・障害 福祉サービス事業所 等への指導・助言、各種支援により、人材育成や地域の支援体制の整備を行います。
- また、発達障害児 支援拠点(府内3箇所)において、学齢期の児童を中心とした相談支援を行うとともに、教育 機関との連携強化を一層促進します。

○ 京都府医療的ケア児等支援センター（愛称「ことのわ」）において、医療的ケア児やその家族等の相談に応じるとともに、保健、医療、障害 福祉、保育、教育 等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関等への情報 の提供 及び研修 等の業務や連絡調整 等、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築します。

○ 高次脳機能障害 支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、高次脳機能障害 に関わる医療機関、福祉サービス提供事業者 等への研修 や支援機関相互の連携会議により、地域における高次脳機能障害 のある人への支援体制の充実 を図ります。

○ 府保健所や難病 相談・支援センターにおいて、難病 患者等の相談・支援、地域交流活動の促進などを行うとともに、医療機関、患者団体及び行政 機関等との連携を強めることにより、患者等の療養上 、日常生活上 の悩みや不安等の解消 を図ります。

○ 就労 支援など患者等の持つ様々なニーズに対応する相談・支援を実施することにより、難病 患者の社会参加を促進します。

○ 「京都府認知症 コールセンター」や「京都府若年性 認知症 コールセンター」など、身近に相談できる窓口の設置により、認知症 の早期発見及び認知症 の人やその家族の介護負担等の軽減を図ります。

○ 若年性 認知症 に関する相談 にワンストップで対応 できる若年性 認知症 支援コードィネーターの設置や、関係機関とのネットワークの構築等により、若年性 認知症

の方やその家族が、必要な制度やサービスにつながる支援体制を整備します。

- 児童虐待やDV、非行、ひきこもりなど、複雑・多様化する家庭問題に迅速・的確に対応するため、「京都府家庭支援総合センター」を中心に関係機関の連携・協力のもと、家庭問題に関する総合的・専門的な相談支援を行います。
- 障害のある人を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」や、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。<再掲1(2)>
- 府内各市町村において、府民が抱える複雑・複合化した課題に対応するため、相談者や内容の属性に関わらず、重層的に支援する体制の構築を推進します。
- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、専門機関等必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を進めます。
- 京都府自殺ストップセンターにおいて、自死・自殺を考えるなど、深刻な悩みを抱える方々に対する電話相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、法律相談や労働相談等の専門相談に繋ぐなど、継続した相談支援を行います。
- 府内の相談・支援機関からなるネットワーク「京のいのち支え隊」による連携、情報共有を進め、より良い相談・支援体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を進めます。

- **えすえぬえす かつよう そだんまどぐち こうほう わかものむ たいさく いつそうすいしん**
SNS を活用 した相談窓口 の広報など、若者向けの対策 を一層 推進 します。
- **あんぜん ふじゆう く じゅうたく ぱりあふりー かいしゅう せつけいないよう**
安全 で不自由 なく暮らせる住宅 に対するためにバリアフリー改修 などの設計内容 や
こうじ ほうほう せんもんか そだん おう じゅうたくそだん じつし
工事方法について専門家が相談に応じる住宅 相談 を実施 します。
- **とくべつしょん がっこう そつぎょう じゅうどしんしんしょうがい ひととう にっちゅうかつどう ば せいかつ**
特別 支援学校 を卒業 した重度 心身 障害 のある人等 の日中 活動 の場 となる生活
かいご じぎょうとう たい しんたいきのう ていか よぼう りは せんもんしょく ほうもん
介護事業 等に 対して、身体 機能 の低下 などを予防 できるよう、リハ 専門職 による訪問
そだん おこな
相談 を行います。
- **ふ しちょうそん けいさつ きょうとはんざいひがいしや しえん せんたー とう いったい わんすとっぷ はんざい**
府、市町村、警察、京都 犯罪 被害者 支援センター 等が 一体 となり、ワンストップ で犯罪
ひがいしや とう しえん おこな しゃかいふくし こーでいねーと しえん ちようせいかいぎ かいさい
被害者 等の 支援 を行うため、社会 福祉 士が コーディネート する 支援調整 会議 を開催 し、
し ほう しんり ふくし せんもんか じょげん ふ しえん けいかく さくてい ひがいしや じょうきょうへんか
司法、心理、福祉 の専門家の 助言 を踏まえた 支援計画 を策定 し、被害者の 状況 変化
おう みなお おこな ちゅうちょうき とぎ しえん おこな
に 応じ 見直し を行いながら 中長期 にわたり 途切れることのない 支援 を行います。

医療的ケア

人工呼吸器による吸引 管理、かくたん吸引 その他の医療行為のことで、日常生活

に必要な医療的な生活援助行為。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや深刻な悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を

聞いて必要な支援につなぎ、見守ることができる人で、「命の門番」と言われている。

特別支援学校

障害のある児童、生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に

準する教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立

を図るために必要な知識を授けることを目的とする学校。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを

受けられるよう、市町村等との連携のもと、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。

○ 障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の実施計画である

本計画に定める障害福祉サービス等の必要量の確保に向け、市町村や関係機関等と

連携してサービス提供基盤の整備を図ります。

○ 医療的ケア児者・重症心身障害児者に対し、医療型短期入所の受け入れを行う

医療機関への支援や、適正なサービス等利用計画の作成に対する支援を行い、地域での

せいかつ あんしん けいぞく かんきょう せいび はか
生活が安心して継続できるよう環境の整備を図ります。

- つらいなど がいしゅつ しえん よう こうれいしや しょうがい ひと いどう しゅだん かくほ
通院等の外出に支援を要する高齢者や障害のある人の移動手段を確保するための
ふくし ゆうしよううんそうじ ぎょうしや しやりょうこうにゅう たい じよせいおよ うんでんきょうりょくしやようせいこうしゅう じっし
福祉有償運送事業者の車両購入に対する助成及び運転協力者養成講習を実施
します。
- ざいたく あんしん せいかつ ほうもんりはびりてーしょん じぎょうしょ せいび すいしん
在宅で安心して生活ができるよう、訪問リハビリテーション事業所の整備を推進しま
す。
- しおうがいしやそうごうしえんほう およ じどう ふくしほう もと さーびす たいけい たいおう じぎょうしょ かくほ
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系に対応した事業所を確保す
るため、サービス提供に必要な支援を行います。
- しおうがいしやじりつ しえんきょううきかい いけんとう ふ ぐるーぶほーむ など す ば かくほ
障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保
はか せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえん じぎょうしょとう かつどう ば じゅうじつ
を図るとともに、生活介護、就労継続支援事業所等の「活動の場」を充実します。
- しおうがい ひと ひつよう さーびす できせつ せんたく ほーむペーじ しおうがいしや
障害のある人が必要なサービスを適切に選択できるよう、ホームページや「障害者
ふくし とう かつよう しちょうそん れんけい せいど しゅうち はか しおうがい
福祉のてびき」等を活用しつつ、市町村と連携して、制度の周知を図るとともに、障害
ふくし さーびす とう おこな じ ぎょうしや じょうほう ていきょう つと
福祉サービス等を行う事業者の情報の提供に努めます。
- そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しやかい こうりゅうそくしん おこな ちいき かつどうしえん
創作的活動や生産活動の機会を提供し社会との交流促進などを行う地域活動支援
せんたー きのう じゅうじつきょうか しえん ちいき せいかつしえん そくしん はか
センターの機能の充実強化を支援し、地域生活支援の促進を図ります。
- しせつ にゅうしょしや ちいき せいかつこう かん いこう しせつ いこう ししょう
施設入所者の地域生活移行に関する意向について、施設において移行の支障となって
いる要因や必要な支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認し、結果に
かんけいきかん きょうゆう しえん
について関係機関と共有することを支援します。
- いりょうてき あじしゃ じゅうしょしんしんしょうがいじしゃ いりょう ふくし ほいく きょういく
医療的ケア児者・重症心身障害児者については、医療・福祉・保育・教育など、

たぶんや たしょくしゅ れんけい しえん ひつよう ふいき けんいき しちょうそんいき いりょうてき
多分野・多職種による連携した支援が必要であるため、府域・圏域・市町村域で医療的

けあじ とう かんけいきかん れんけい はか きょうぎ ば もう たぶんや わた しえん
ケア児等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、多分野に渡る支援

そごうちょうせい こーでいねーたー はいち そくしん
を総合調整するコーディネーターの配置を促進します。

もう しや じりつ しゃかいさんか はか こみゅにけーしょん およ いどう とう しえん おこな
○ 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う

つうやく かいじよいん はけん
通訳・介助員を派遣します。

せいしんほけん ふくし そごうせんたー ほけんじょとう こころ けんこうそうだん じゅうじつ ちいき
○ 精神保健福祉総合センターや保健所等の心の健康相談を充実するとともに、地域

ほけん きよてん ほけんじょ せいしんほけん ふくしおうせんたー ぎじゅつしえん う け
保健の拠点である保健所において、精神保健福祉総合センターの技術支援を受けつつ、

ちいき しょくいきれんけいすいしんかいぎ しょうがいしゃじりつしえんきょううぎかいとう かつよう さんぎょうほけんとう
地域・職域連携推進会議や障害者自立支援協議会等を活用して、産業保健等との

れんけいたいせい こうちく
連携体制を構築します。

たいいんご しえん けいかく さくせい ちいき いこう しえん ちいき ていちゃくしえん にな そだんしえん じゅうじしゃ ようせい
○ 退院後支援計画の作成、地域移行支援・地域定着 支援を担う相談支援従事者の養成、

たいいんご でいけあ ほうもんしえん あうとりーち せいしんか きゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ
退院後のデイケアや訪問支援(アウトリーチ)、精神科救急 医療体制を充実するとと

しょうがいしゃじりつ しえんきょううぎかいとう つう しょうがいしゃふくしけんきごと ほけん ふくし いりょう きょううぎ
もに、障害者 自立支援協議会等を通じ、障害者 福祉圏域毎の保健・福祉・医療の協議

ば せつち にゅういんかんじや ちいき いこう およ たいいんかんじや ちいき ていちゃく すいしん
の場を設置し、入院患者の地域移行及び退院患者の地域定着を推進します。

ほうもん ひつよう かぞく たい ほけんじょ しょくいん ちゅうしん めりでんばん ほうもんかぞく しえん
○ 訪問が必要な家族に対し、保健所職員が中心となり、メリデン版訪問家族支援の

しゅほう もち かぞく しえん じっし けあらあせすめんとひょう かぞく
手法を用いた家族支援を実施するとともにケアラーアセスメント票(家族の

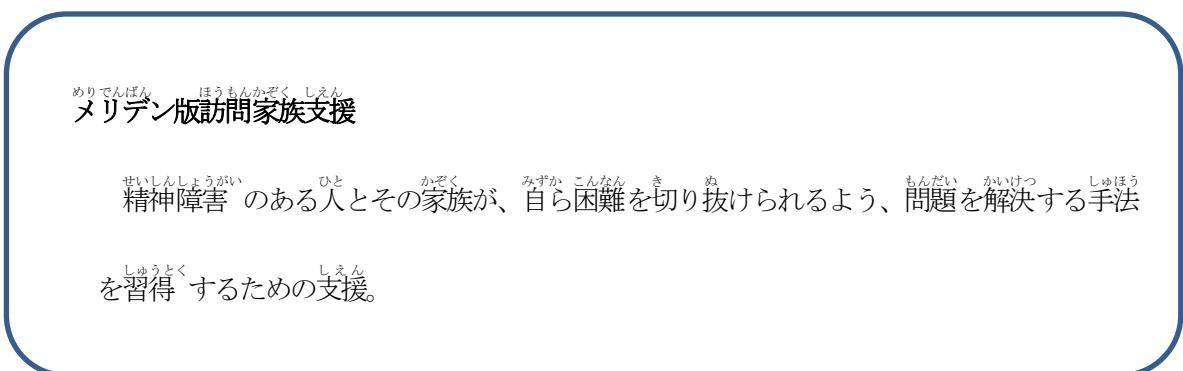
せるふちえつくひょう かつよう ふきゅうけいはつ ほけん ふくし いりょうかんけいしゃ かぞく しえん すいしん
セルフチェック票)の活用・普及啓発により、保健・福祉・医療関係者の家族支援を推進します。

こうじ のうきのう しょうがい ひと たい いりょう ふくし ぎょうせい れんけい りはびり いりょう
○ 高次脳機能障害のある人に対し、医療、福祉、行政の連携により、リハビリ医療か

しゅうろう けいぞく さぼーじ しくみ きょうとふりつ しんしんしょうがいしゃふくし
ら就労までを継続してサポートする仕組みをつくります。京都府立心身障害者 福祉

せんたー せんもんがいらい せいかつかんれんじぎょうしょ いittaitike くんれん おこなとりく おこな
センターで専門外来と生活訓練事業所が一体的に訓練を行う取組みを行います。

- 認知症の人などが、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。
- 認知症が疑われる人などを適切な医療・介護サービスつなげるため、各市町村に設置された「認知症初期集中支援チーム」の運営・人材育成を図ります。
- 認知症の人やその家族が集う「認知症カフェ」の設置の拡大や運営の支援などにより、認知症の人の居場所づくりや社会参加を支援します。
- 認知症等による行方不明者を早期に発見するため、広域模擬訓練の実施など多様な捜索支援を行います。
- 認知症疾患医療センターや認知症カフェ等における「本人・家族教室」の開催を促進し、認知症の人やその家族がお互いに支えあうピアサポートの場づくりを推進します



(4) 障害のある子どもに対する支援の充実

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で提供

たいせい こうちく はか
できる体制の構築を図ります。

① 重層的な地域支援体制の構築

- 障害児通所支援について、障害のある児童の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制の構築や、児童発達支援センターを中心とした障害児支援体制の構築を、地域の実情に応じて進めます。

② 医療的ケア児・重症心身障害児に対する支援体制の整備

- 医療的ケア児・重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス事業を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発、人材育成等を行いながら、支援体制の充実を図ります。
- 京都府医療的ケア児等支援センター（愛称「ことのわ」）において、医療的ケア児やその家族等の相談に応じるとともに、情報の提供、助言等を行い、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整等、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築します。

- 身近な地域で家族のレスパイト機能を確保できるよう、医療型短期入所等における受入体制の充実や、緊急時・災害時における医療的ケア児・重症心身障害児に対する地域での支援体制の強化を進めます。

- 地域の医療的ケア児・重症心身障害児のニーズを勘案し、相談支援専門員など、

支援に係る関連分野を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置できるよう、研修実施等により人材の確保、質の向上を図りながら、相談支援提供体制の構築を図ります。

- 強度行動障害 や高次脳機能障害 を有する障害児に対して適切な支援ができるよう、地域の支援ニーズを把握し、課題の整理や専門的人材育成、地域の関係機関と連携を図りつつ、支援体制の構築を進めます。

レスパイト

家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと。

強度行動障害

自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人々の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」。

③ 難聴児 支援のための中核的 機能を有する体制の構築等

- 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画は、本計画に盛込むこととし、難聴児支援のための早期発見・早期療育を総合的に推進するため、市町村、児童発達支援センター、特別支援学校等と連携した中核的機能を果たす体制の確保を進め、新生児聴覚スクリーニング検査から療育につなげる体制整備のための協議の場の設置や療育を遅滞なく実施するための体制整備、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

- 学齢期前の聴覚 障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、手話等の言語能力・コミュニケーション能力の獲得に向けた支援を行うとともに、保護者に対する相談支援等を実施します。
- 身体障害者 手帳の対象 とならない軽・中等度の難聴児に対し、補聴器給付事業を実施し、対象児の成長 発達を促します。
- 認識力・探索力を養い、経験を広げるための取組を支援します。
- 小児リハビリテーションの先端病院 などでリハビリテーション専門職を受入れ、実地研修を行い人材育成を図るとともに、小児リハビリテーション関連施設についての情報 発信に努めます。
- ④ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進について**
- 全ての子どもが、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合い、共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 児童発達支援センターが保育所や認定こども園等に対して専門的支援や助言を行うとともに、地域の障害児通所 支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、府内全域において、障害児の地域社会への参画・包容を推進する体制の構築を目指します
- 医療的ケア児・重症心身障害児が地域の中で健やかに育ち、全ての子育て世帯が安心して必要なサービスを利用できるように、医療機関等と連携した子育て支援体制の推進、看護師の確保、たん吸引を行うことのできる保育士の養成などを推進します。

⑤ 保育、保健医療、教育、就労 支援等の関係機関と連携した支援

○ 障害児通所 支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援施策との連携を図ると共に、障害のある児童の支援並びに健全な育成を進めるため、市町村に設置されるこども家庭センターや、子育て支援や医療担当部署との連携体制を確保します。また、卒業時及び就業時において、支援の円滑な引継ぎのため、学校、障害福祉サービス事業所の連携や、教育委員会等との連携体制を強化します。

○ 学齢期前までの視覚障害児に基本的生活習慣の取得、集団生活などの訓練を行い、社会生活に適応するための基礎習得を支援するとともに、保護者に対する相談支援などを実施します。

(5) 発達障害児者への支援の充実

発達障害のある人が、身近な地域で安心して生活ができるよう、発達障害の早期発見・早期療育支援を進めるとともに、医療提供体制の充実、京都府発達障害者支援センターはばたきや発達障害者圏域支援センターを中心とした地域での支援体制の整備など、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。

① 乳幼児期における早期発見・早期療育 支援実施

○ 市町村が、こども家庭支援センターを中心とした子育て世帯への包括的な支援体制及び児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制を整備し、民間事業者とも連携しながら、早期発見・早期支援のための地域支援体制の整備の充実を図れるよう、地域のニーズに応じた専門職人材の育成・確保を進めます。

- 発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害児とその家族等への支援も重要で
あることから、各地域において、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や
方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族等に対する
支援体制の構築を進めます。

- 就学前までの子どもの発育・発達の支援に関わる従事者を対象に、各保健所が地域
の特性に応じ、子どもの発育・発達の支援に関わる研修会等を企画・実施します。

② 医療提供体制の充実

- 発達障害の診断・診療を行う医師の育成、医療提供体制の整備のため、「医療的
支援を必要とする子どもと保護者が速やかに診療へ繋がる医療提供体制」及び「医師
確保が困難な北部地域も含め、府全域における持続性のある医療提供体制」の構築を
進めます。

③ 相談体制の充実

- 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門
機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、
各地域で必要となる専門職育成等の役割を担います。
- 発達障害者圏域支援センターは、地域の中核的な支援機関として、圏域内の
ネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うため、地域支援マネージャーを配置
し、地域資源の把握や圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等子育て支援機関・障害
福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域
の支援体制の整備を行います。

○ 学齢期の児童を中心とした寄り添い型の相談支援については、府内の専門医療機関

における初診待機期間の解消と併せ、医療、福祉、相談をトータルパッケージで提供

できる「発達障害児支援拠点」の機能強化や、教育機関との連携強化を一層促進します。

○ 学齢期前の聴覚障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、手話等の言語能力・

コミュニケーション能力の獲得に向けた支援を行うとともに、保護者に対する相談

支援等を実施します。<再掲 6(4)③>

○ 学齢期前までの視覚障害児に基本的生活習慣の取得、集団生活などの訓練を行い、

社会生活に適応するための基礎習得を支援するとともに、保護者に対する相談支援等

を実施します。<再掲 6(4)⑤>

④ 関係機関相互のネットワーク形成及び普及啓発等の推進

○ 「京都府発達障害者支援体制整備検討委員会」等において、本府発達障害児者施策

の方向性の議論と発達障害児者支援に係る関係機関のネットワーク形成を推進すると

ともに、関係団体と共にした普及啓発活動を実施し、4月2日の「世界自閉症啓発デー」

を始めとした発達障害の理解促進や家族支援の充実に努めます。

ペアレントトレーニング

ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力を育めるよう、

保護者等を対象に子どものほめ方のトレーニングをする教室。

(6) 障害 福祉サービスの質の向上 等

障害 福祉サービス等の質の向上 を図るため、サービスを提供 する職員 への研修 、事

業者 に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価の適切な実施等に努めます。

○ 障害 福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供 する事業者 の指導・

監督を適切に行うとともに、介護職員 による喀痰吸引 等の医療的 ケアに関する研修 、

ヘルパーの養成研修 、相談支援従事者の養成・確保を推進する研修 など、サービス

提供 人材の確保と質の向上 を図ります。

○ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、事業者 における

適切な苦情解決の促進を図るとともに、事業者 段階では解決の困難な苦情については、

公正・中立 な第三者 機関である運営適正化委員会を設け、福祉サービスに関する苦情

解決の体制整備とその適正な運用を図ります。

○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 (平成17年10月14日発足) のもとでの

第三者評価の推進を図り、利用者本位のより質の高い介護・福祉サービスを安心して

選択できる環境づくりを一層推進します。

(7) 福祉用具その他のアクセシビリティの向上 に資する機器の普及促進及び身体障害者

補助犬の育成等

補装具や日常 生活用具の給付・貸付、介護・リハビリのための機器の普及促進、身体

障害者 補助犬法に基づく補助犬の育成等を推進します。

○ 障害 のある人の日常 生活や社会生活の向上 を図り、社会参加を支援するため、補

装具の給付 や日常 生活用具の給付 ・貸付 を実施する市町村 に対し財政支援等 を

行います。

○ 医療機器だけでなく介護・福祉人材の不足解消 や身体的・精神的 負担の軽減等のため

介護・福祉ロボットも含めた先端機器の普及促進 や新たなリハビリテーション技術を

広めるための研修 等を実施します。

○ 身体障害者 補助犬の育成及び訓練等を行う法人に対する助成を実施します。

(8) 障害 福祉を支える人材の育成・確保・定着

障害 福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供 する人材の養成・確保と

質の向上 を図ります。

○ 京都府自立支援協議会の専門部会として人材育成部会を設置し、相談支援従事者

養成研修 、サービス管理責任者 等研修 等の指導者の人材育成を図るスキームを構築します。

○ 障害 のある人が地域で安心して暮らせるために、精神に障害 のある人、聴覚 や視覚

に障害 のある人など障害 特性に応じたヘルパーなどの人材の養成・確保を図ります。

また、知的障害 又は精神障害 で行動上 の困難を有する障害 のある人が危険を

回避するために必要な援護を行う者を養成します。

○ 障害 のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害 のある人のための同行援護

従事者 や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実 を図るなど、人材の養成・確保

に努めます。<再掲 3(1)②>

- 障害のある人にとって最も身近な相談者である身体障害者相談員、知的障害者相談員及びこころの健康推進員並びにいきいき条例による地域相談員の研修事業を充実し、相談員の資質の向上と活動の充実を図ります。
- 職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化を支援します。
- 認知症を正しく理解し、適切に対応できるよう、かかりつけ医や看護師、医療関係者等の認知症対応力向上研修を実施します。
- 認知症の人の介護を実践する施設・居宅サービス事業所の実務者及び指導者を対象として、実践者研修、リーダー研修等を実施します。

II 希望に添って働き続けることができる社会

7 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に發揮することができます。多様な就業の機会を確保するとともに、福祉的就労の工賃の水準が向上するような支援等を通じて、福祉的就労の充実を促進します。

(1) 総合的な就労支援

京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、障害のある人の就労に関する相談から能力開発・向上、定着支援までの総合的な取組を、福祉、教育機関等との

ネットワークを強化して推進します。

○ 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心 に、相談から就職 準備支援、職場

体験・実習、職場定着 支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、
障害 の特性に応じたきめ細かな就労 支援を行います。

○ 身近な地域に設置された障害者 就業 ・生活支援センターにおいて、障害 のある人

の生活支援や職場定着 支援などを行います。

(2) 経済的自立の支援

特別障害者 手当や特別給付金の支給等により、障害 のある人及びその家族に対する

経済的負担の軽減等を図ります。

○ 特別障害者 手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各種手当を

支給し、障害 のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

○ 国民年金制度の改正時に、制度の対象 とならなかった在日外国人の無年金障害者

に対して、国が措置するまでの間 の経過的措置として特別給付金を支給します。

(3) 障害者 雇用の促進

障害 のある人が、その適性と能力 を十分 に發揮することができるよう、企業との協働

による雇用の場の創出 と拡大を図るとともに、障害者 雇用に積極的に取り組む企業を

応援する取組などを推進し、障害者 雇用を促進します。

○ 「京都障害者 雇用企業サポートセンター」において、企業に障害者 雇用に関する専門

す たつふ はけん こんさるていんぐ きぎょうない しょうがいしやこよう しえん じんざい いくせい
スタッフを派遣し、コンサルティングや企業内の障害者 雇用支援人材を育成するなど、

しゅうろう こよう かんり ていちやくしょん そごうてき しえん
就労 から雇用管理、定着 支援まで総合的に支援します。

- 特例会社や障害のある人を多数雇用する事業所の創設に対する支援を行うとともに

せみなー けんがくかいなど かいさい とくれいこがいしや とう せつりつ そくしん ちゅうしょうきぎょう れんけい
に、セミナー、見学会等を開催し、特例会社等の設立の促進や、中 小企業 の連携・

きょうどう しょうがいしやこよう かくだい そくしん
共同 による障害者 雇用の拡大を促進します。

- 障害のある人を雇用するために必要となる施設又は設備等の整備及び定着 の取組

じぎょうぬし たいして ひつよう せいで よう けいひ ほじよ しょうがい ひと
をする事業主に対して、必要な整備に要する経費を補助することにより、障害のある人

あんていてき こよう かくほ しゅうろう きかい かくだい はか
の安定的な雇用の確保と就労 の機会の拡大を図ります。

- 府庁の職場において、あらゆる障害のある人の雇用や職場実習 を積極的に推進し、

じつむ けいげん いつばんきぎょう しゅうろう
その実務経験をもとに一般企業への就労 につなげます。

- 障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を「京都はあとふる企業」として知事

にんしょう にんしょうきぎょう じっせん はたら しょくば せんしんじれい ほーむページ
が認証し、認証企業が実践している働きやすい職場づくりの先進事例をホームページ

など しょくかい しょうがいしやこよう きうん たか ふない きぎょう ふきゅう けいはつ
等で紹介することにより、障害者 雇用への機運を高め、府内企業への普及・啓発を

はか
図ります。

- 障害のある人の雇用の実例やインターシップの進め方、指導ノウハウを学ぶセミナー

かいさい いんたーしつ じっし しえん こよう そくしん
の開催など、インターシップの実施を支援することで雇用を促進します。

- 重度障害がある人の就労 機会の拡大や就労 継続を支援するため、雇用施策との

れんけい じゅうどしょうがい ひと しゅうろうきかい かくだい しゅうろうけいぞく しえん こよう せさく
連携による重度障害者 等就労 支援特別事業を実施する市町村への支援に取り組みま
す。

特例子会社

雇った障害のある人を親会社の雇用とみなして雇用率に合算できる子会社のこと。障害のある人が5人以上で、従業員に占める割合が20%以上であることなどの条件を満たした場合に、厚生労働大臣が認定する。

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

障害のある人の雇用・就労を促進するため、障害特性に応じた就労支援の充実・強化を図るとともに、就職を希望する人の能力向上など就業力強化の取組等を推進します。

○ 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心的に、相談から就職準備支援、職場

体験・実習、職場定着支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。<再掲7(1)>

○ 高等技術専門校において、障害のある人の就業力の強化と安定雇用を目指し、

それぞれの障害特性に応じた職業訓練を行い、人材育成の強化を図ります。

○ 国の離職者等再就職訓練（委託訓練）事業を活用し、それぞれの障害特性に合わせた訓練や支援メニューの充実・多様化を図ります。

○ ITを活用して就労可能な技術を身につけるための研修を開催するとともに、就労を希望する修了者等をITサポートセンターに登録し、仕事の受注、仕事の配分等を実施します。

○ 北部リハビリテーション支援センターにおいて高次脳機能障害の支援コーディネータ

一による職業 能力 評価を行い、復職 や就職 が円滑に進むように支援します。

○ 障害 のある人が日ごろ培った職業 技能を競い合い、職業 能力 の向上とともに、

障害 のある人に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として、

アビリンピック京都大会 を毎年開催するとともに、競技種目 の充実 や参加事業所、

一般来場者 の増大に努めます。

また、全国障害者 技能競技大会の代表 選手派遣などを支援します。

(5) 福祉的就労 の充実

福祉の職場で働く障害 のある人の自立と社会参加を支援するため、民間企業等とも連携し

て、工賃向上 の取組を推進するとともに、障害者 就労 施設等の提供 する物品・

サービスの優先調達 を積極的に推進するなど、福祉的就労 の充実 を図ります。

○ 府庁舎内 等において常設 販売コーナーを設置し、府内の就労 繼続支援事業所 等の

ほっとはあと製品を販売します。

○ 福祉事業所 における新商品 開発やブランド化へのサポート、共同 発注 の拡大、

ICT の活用等による高付加価値化や生産性向上 を通じて福祉的就労 における

工賃向上 を促進します。

○ 障害者優先調達 推進法に基づき、京都府において、障害者 就労 施設等の提供 す

る物品・サービスの優先調達 を積極的に推進します。

また、府内市町村 へも積極的な取組を働きかけます。

(6) 京都式農福連携の推進

「京都式農福連携・6次産業化プロジェクト」を創設し、障害者の就農・就労人材を育成

するチャレンジ・アグリ認証を、さらに普及拡大するとともに、農福連携製品の6次産業化やブランド化を支援し、京都式農福連携事業を生かした農業分野での就労を促進します。

6次産業化

一次産業としての農業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の

事業と総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す

取組。主な事例として、農産加工、新商品開発、コミュニティカフェなどが挙げられる。

III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性

を活かして活躍できる社会

8 生涯を通じて学び続けられる環境の整備

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることでの

きる仕組みの整備を進めるとともに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を

つう みずか かのうせい ついきゅう かんきょう ととの ちいき いちいん ゆた じんせい おく 通り、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送るこ

とができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための

施策を推進します。

また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習などを

通じて、障害のある人との相互理解促進を図ります。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

「京都府教育振興プラン」に基づき、障害の有無に関わらず児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後までの一貫した教育を推進するほか、私立高等学校等に対する運営助成を通じて就学促進等を図ります。

- 特別な支援を必要とする児童生徒数が増加し、様々な教育的ニーズが求められている中、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みの整備を推進します。

- 発達障害を含む障害のある子どもへの切れ目ない支援を行うため、京都府スーパーサポートセンターと各府立特別支援学校に設置された地域支援センターが核となって専門的な技術を活用し、関係機関と連携を図り、子ども・保護者・教員・地域を支援します。

- 障害のある幼児が就園している私立幼稚園に対する運営費を助成し、障害のある幼児の就園促進と幼児教育の振興を図ります。

- 障害のある生徒が在籍している私立高等学校に対する運営費を助成し、障害のある生徒の就学促進を図ります。

インクルーシブ教育 システム（障害者の権利に関する条約 第24条）

人間の多様性の尊重 等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発揮させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

(2) 教育環境の整備

障害のある児童生徒が、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障害の特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、特別支援教育を必要とする児童生徒の多様な障害特性を踏まえた教育環境の整備を図ります。

- 向日が丘支援学校改築基本構想に基づき、長岡京市の共生型福祉施設構想と連携した新たな学校づくりを行います。
- 府立特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を行うため、福祉タクシーの利用に対する助成や看護師配置等に要する支援を実施します。
- 小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等がある児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を行うため、非常勤講師を配置し、特別支援教育の充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする生徒が、必要な支援の下で十分な教育が受けられるよう、府立高校において教育環境の整備を行います。

○ 発達障害 等がある生徒への支援体制を整備し、府立高校における特別支援教育 の

充実 を図ります。

○ 障害 の重度・重複化、多様化に伴い、医療的ケアを安全に実施する体制を確保する

とともに、快適かつ、安全な学校生活の充実に向けて一人ひとりのニーズに合わせたき

め細やかな教育 を推進します。

○ 視覚・聴覚 障害 のある人の豊かな生活に向けての学習 活動や社会参加の促進を

図るため、実践交流 や指導者としての資質向上 を図る指導者研修会 を実施します。

○ 障害 の重度・重複化、多様化に対応 した低床型 スクールバスを整備します。

(3) 生涯 を通じた多様な学習 活動の充実

生涯 を通じて学習 や情報 取得ができるよう、情報 提供 施設等の設置運営等を支援す

るとともに、文化・芸術 、スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加を促進します。

○ 聴覚 障害 のある人が利用する録画物その他各種情報 記録媒体の製作及び手話通

訳者の養成・派遣等の便宜等を供与し、聴覚 障害 のある人への支援拠点となる京都府

聴覚 障害者 情報 提供 施設の設置・運営を支援します。<再掲 3(1)>

○ 視覚や聴覚 に障害 のある人が日常 生活上 の必要な情報 を容易に得て、また、

発信できるように、点字図書館などの充実 に努めます。<再掲 3(1)>

○ 芸術 系大学、芸術家、福祉事業者 、企業、美術館、行政 その他の関係機関が連携

し、障害 のある人の文化芸術 活動を強力 に推進する組織 「きょうと障害者 文化

芸術「推進機構」を中核として、障害のある人の文化芸術活動を通じた社会参加を推進します。

- 障害のある人がスポーツやレクリエーションを行い交流できる場として、障害者ふれあい広場を開催します。

- 障害のある人のスポーツ活動を保障するため、府立の体育施設（府立体育館、丹波自然運動公園及び伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽）において、障害のある人とその介護者を対象にスポーツのつどいを実施します。

（4）交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習など、障害のある人とない人との交流を積極的に推進し、相互の理解促進を図るなど、交流機会の拡大を図ります。

- 各府立特別支援学校の児童・生徒が、豊かな心をはぐくみ、社会性や協調性等社会自立の基礎を培うように優れた文化やスポーツを通した交流会を実施します。

- 府立特別支援学校において、教職を目指す大学生等を教育ボランティアとして受け入れます。

- 豊かな自然の中で、障害のある子どもが障害のない子どもとともに自然体験活動を通して、多様な立場を理解し、心のふれあいを深め、支援する心や主体性を培う「みどりキャンプ」を実施します。

○ 特別支援学校に通う子どもたちが地域共生社会で暮らしていくために、特別支援学校についての理解や関心を高める取り組みを行うとともに、コミュニティ・スクールの取組等を推進し、地域住民とのネットワークづくりを進め、学校と地域住民が力を合わせた学校運営を目指します。

○ 府立特別支援学校高等部の生徒自らが製作品の販売実習・実演を実施します。

○ 外部機関等と連携し、府立特別支援学校生徒の清掃や接客など4分野の職種別専門的技能を客観的に評価する京しごと技能検定を実施します。

○ 好立地にある「ぶらり嵐山」を有効活用し、障害のある人の手づくり製品等の展示・販売等を行い、障害のある人の社会参画への理解を深めるとともに、交流機会の拡大を図ります。

9 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出

【基本的考え方】

障害のある人の文化芸術活動及びスポーツへの参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、府民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進します。

(1) 文化・芸術活動の振興

障害のある人の文化・芸術活動が活発に行われるよう、芸術系大学などと連携して、その環境整備を行い、障害のある人の社会参加の促進や、障害のある人の芸術作品の素晴らしさの周知を図るとともに、文化・芸術を通じて障害のある人とない人の交流

を促進し相互理解を深めます。

- 芸術系大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、行政その他の関係機関が連携し、障害のある人の文化芸術活動を強力に推進する組織「きょうと障害者文化芸術推進機構」を中心として、障害のある人の文化芸術活動を通じた社会参加を推進します。<再掲8(3)>

- 障害のある人の芸術文化活動の可能性を切りひらき、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに障害に対する理解と認識を深めるため、障害者作品展・ものづくりワークショップ等を開催します。

(2) スポーツ、レクリエーション活動の推進

- 障害のある人の自立と社会参加の促進や、潤いのある生活を促進するため、スポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。また、その活動による障害のある人とない人の交流の機会を通して、相互理解の促進を図ります。

- 障害のある人のスポーツ競技力の向上を目指し、「天皇盃全国車いす駅伝競走大会」や「全京都障害者総合スポーツ大会」への支援を行うとともに、全国障害者スポーツ大会に京都府選手団を派遣します。

- サン・アビリティーズ城陽における障害者スポーツの拠点機能の強化をおこなうとともに、パラ・パワーリフティング競技を始め障害者スポーツの振興を図ります。

- 障害のある人がスポーツやレクリエーションを行い交流できる場として、障害者ふれあい広場を開催します。<再掲8(2)>

○ 府内各地で障害者 スポーツが拡がるよう、地域で活動する障害者 スポーツ指導員を
ぞういん 増員します。

○ 障害 のある人のスポーツ活動を保障するため、府立の体育施設（府立体育馆、丹波
しづか うんどうこうえんおよ ふしみこう こうえん さん あびりていーす じょうよう しょうがい ひと
自然運動公園及び伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽）において、障害 のある人
かいごしゃ たいしょう すばーつ じっし さいけい
とその介護者を対象 にスポーツのつどいを実施します。<再掲 8(3)>

だい しょう さーびす みこみりょうおよ けいかくてき きばん せいび 第3章 サービス見込量 及び計画的な基盤整備

さーびす みこみりょう 1 サービス見込量

けいかくき かんちゅう れいわ ねんど れいわ ねんど かくねんど しょうがいふくし さーびす しゅるい
計画期間中 (令和6年度から令和8年度) における各年度の障害 福祉サービスの種類ごと
ひつよう さーびす みこみりょう さだ かくねんど さーびす みこみりょう かげつぶん すうち
に、必要なサービスの見込量を定めます。(※各年度のサービス見込量は1箇月分の数値)

(1) 障害 福祉サービス等の体系

① 障害 のある人を対象としたサービス (障害者 総合支援法)

○ 介護給付

①居宅介護 (ホームヘルプ)

②重度訪問介護 ③同行援護

④行動援護 ⑤療養介護

⑥重度障害者等包括支援

⑦短期入所 (ショートステイ)

⑧生活介護 ⑨施設入所支援

○ 訓練等給付

①自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

②就労選択支援 ③就労移行支援

④就労継続支援(A・B型)

⑤就労定着支援 ⑥自立生活援助

⑦共同生活援助 (グループホーム)

○ 自立支援医療

○ 補装具

② 障害のある児童を対象としたサービス (児童福祉法)

○ 障害児通所 支援

①児童発達支援

②放課後等デイサービス

③保育所等訪問支援

④居宅訪問型児童発達支援

○ 障害児入所 支援

①福祉型障害児入所 施設

②医療型障害児入所 施設

③ 相談支援 (障害者総合支援法、児童福祉法)

○ 計画相談支援

○ 障害児相談支援

○ 地域相談支援

①地域移行支援 ②地域定着 支援

④ 地域生活支援事業 (障害者総合支援法)

○ 市町村 地域生活支援事業

①相談支援、意思疎通支援、移動支援 等

○ 都道府県地域生活支援事業

②専門性の高い相談支援、意思疎通支援 等

⑤ 地域生活支援促進事業 (障害者総合支援法)

○ 市町村 地域生活支援促進事業

○ 都道府県地域生活支援促進事業

(2) サービス見込量の合計

	サービスの種類 単位(人分)	現状 (令和4年度)	サービス見込量			④→⑧ 増加量
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害のある人等を対象としたサービス	居宅介護	6,450	6,884	7,186	7,499	1,049
	重度訪問介護	543	623	661	700	157
	同行援護	917	972	1,001	1,031	114
	行動援護	1,041	1,233	1,333	1,446	405
	重度障害者等包括支援	0	4	5	6	6
	生活介護	7,009	7,338	7,548	7,763	754
	自立訓練(機能訓練)	44	70	70	70	26
	自立訓練(生活訓練)	292	338	349	363	71
	就労選択支援	(新 R7.10~(予定))		232	318	
	就労移行支援	719	766	797	828	109
	就労継続支援(A型)	1,766	2,042	2,190	2,356	590
	就労継続支援(B型)	6,903	7,412	7,727	8,051	1,148
	療養介護	404	404	407	409	5
	短期入所	1,638	1,970	2,147	2,353	715
	就労定着支援	212	235	249	265	53
	自立生活援助	11	31	33	32	21
	共同生活援助	2,262	2,646	2,856	3,061	799
	施設入所支援	2,323	2,283	2,257	2,226	-97

障害のある児童を対象としたサービス	児童発達支援	4,237	4,565	4,773	4,997	760
	放課後等ディーサービス	6,881	7,408	7,842	8,300	1,419
	保育所等訪問支援	137	214	245	284	147
	居宅訪問型児童発達支援	14	44	44	45	31
	障害児入所支援	109	108	108	108	-1
相談支援	計画相談支援	5,594.2	6,183.0	6,573.0	6,980.0	1,385.8
	地域移行支援	8.0	42.0	43.0	45.0	37.0
	地域定着支援	158.4	179.5	188.5	197.5	39.1
	障害児相談支援	2,413.2	2,729.0	2,928.0	3,149.0	735.8

子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定	利用ニーズを踏まえた必要 みこと見込み量(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所、認定こども園、 地域型保育事業	6,074	6,021	—	—
放課後児童健全育成事業	2,567	2,876	—	—

(3) 圏域ごとのサービス見込量

① 訪問系サービス

○ 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う。

圏域	令和6年度 じかんぶん 2,390時間分 (177人分)	令和7年度 じかんぶん 2,425時間分 (180人分)	令和8年度 じかんぶん 2,470時間分 (184人分)
丹後	じかんぶん 2,390時間分 (177人分)	じかんぶん 2,425時間分 (180人分)	じかんぶん 2,470時間分 (184人分)
中丹	じかんぶん 3,279時間分 (256人分)	じかんぶん 3,308時間分 (266人分)	じかんぶん 3,338時間分 (277人分)
南丹	じかんぶん 6,034時間分 (285人分)	じかんぶん 6,223時間分 (293人分)	じかんぶん 6,420時間分 (301人分)
京都・乙訓	じかんぶん 145,852時間分 (4,856人分)	じかんぶん 153,715時間分 (5,051人分)	じかんぶん 161,577時間分 (5,246人分)
山城北	じかんぶん 21,905時間分 (997人分)	じかんぶん 23,722時間分 (1,070人分)	じかんぶん 25,743時間分 (1,151人分)
山城南	じかんぶん 5,135時間分 (313人分)	じかんぶん 5,353時間分 (326人分)	じかんぶん 5,594時間分 (340人分)
計	じかんぶん 184,595時間分 (6,884人分)	じかんぶん 194,746時間分 (7,186人分)	じかんぶん 205,142時間分 (7,499人分)

○ 重度訪問介護

じゅうど したい ふじゆうしや た しょうがいしや じょうじかいご よう もの たいしょう
重度の肢体不自由者その他の障害者 であって、常時介護を要する者を対象 とし

きょたく かいご がいしゅつじ いどうちゅう かいご そうごうてき おこな
た、居宅での介護のほか、外出 時における移動中の介護などを総合的に行う。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	じかんぶん 453時間分 にんぶん (8人分)	じかんぶん 453時間分 にんぶん (8人分)	じかんぶん 454時間分 にんぶん (8人分)
ちゅうたん 中丹	じかんぶん 1,055時間分 にんぶん (8人分)	じかんぶん 1,127時間分 にんぶん (9人分)	じかんぶん 1,229時間分 にんぶん (10人分)
なんたん 南丹	じかんぶん 2,685時間分 にんぶん (9人分)	じかんぶん 3,118時間分 にんぶん (10人分)	じかんぶん 3,651時間分 にんぶん (11人分)
きょうと おとくに 京都・乙訓	じかんぶん 182,074時間分 にんぶん (501人分)	じかんぶん 193,783時間分 にんぶん (523人分)	じかんぶん 205,492時間分 にんぶん (545人分)
やましろきた 山城北	じかんぶん 30,293時間分 にんぶん (90人分)	じかんぶん 35,445時間分 にんぶん (104人分)	じかんぶん 40,891時間分 にんぶん (119人分)
やましろみなみ 山城南	じかんぶん 784時間分 にんぶん (7人分)	じかんぶん 770時間分 にんぶん (7人分)	じかんぶん 757時間分 にんぶん (7人分)
けい 計	じかんぶん 217,344時間分 にんぶん (623人分)	じかんぶん 234,696時間分 にんぶん (661人分)	じかんぶん 252,474時間分 にんぶん (700人分)

○ 同行援護

しかし、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者 又は障害児 を対象とした、

外出 時の移動に必要な情報 提供 や移動の支援を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	904時間分 (43人分)	908時間分 (43人分)	911時間分 (43人分)
中丹	1,583時間分 (66人分)	1,873時間分 (68人分)	2,345時間分 (71人分)
南丹	625時間分 (34人分)	656時間分 (35人分)	689時間分 (36人分)
京都・乙訓	16,036時間分 (698人分)	16,791時間分 (721人分)	17,546時間分 (744人分)
山城北	2,561時間分 (114人分)	3,651時間分 (117人分)	2,745時間分 (120人分)
山城南	477時間分 (17人分)	522時間分 (17人分)	572時間分 (17人分)
計	22,186時間分 (972人分)	23,401時間分 (1,001人分)	24,808時間分 (1,031人分)

○ 行動援護

知的障害 又は精神障害 により、行動上 著しい困難を有する障害者 又は障害児

を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出 時の移動の支援を行なう。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	745時間分 (20人分)	746時間分 (20人分)	746時間分 (20人分)
中丹	524時間分 (54人分)	646時間分 (79人分)	811時間分 (116人分)
南丹	388時間分 (10人分)	399時間分 (10人分)	410時間分 (11人分)
京都・乙訓	28,737時間分 (924人分)	31,027時間分 (987人分)	33,317時間分 (1,050人分)
山城北	6,129時間分 (173人分)	6,434時間分 (182人分)	6,762時間分 (190人分)
山城南	1,123時間分 (52人分)	1,139時間分 (55人分)	1,196時間分 (59人分)
計	37,646時間分 (1,233人分)	40,391時間分 (1,333人分)	43,242時間分 (1,446人分)

○ 重度障害者 等包括支援

じょうじかいご よう じゅうど しょうがいしやまた しょうがいじ
常時介護を要する重度の障害者 又は障害児 であって、その介護の必要な程度が
いちじる たか もの たいしょう きょたくかいご しょうがいふくし さ一びす ほうかつてき
著しく高い者を対象とした、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に
おこな 行う。

圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	35時間分 (2人分)	35時間分 (2人分)	35時間分 (2人分)
中丹	0時間分 (0人分)	0時間分 (0人分)	40時間分 (1人分)
南丹	200時間分 (1人分)	200時間分 (1人分)	200時間分 (1人分)
京都・乙訓	155時間分 (1人分)	155時間分 (1人分)	155時間分 (1人分)
山城北	0時間分 (0人分)	82時間分 (1人分)	82時間分 (1人分)
山城南	0時間分 (0人分)	0時間分 (0人分)	0時間分 (0人分)
計	390時間分 (4人分)	472時間分 (5人分)	512時間分 (6人分)

② 日中 活動系サービス

○ 生活介護

常時介護を要する障害者 を対象 とした、主として日中 に障害者 支援施設などで

行われる、入浴 、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供 などを行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	8,020人日分 (424人分)	8,052人日分 (426人分)	8,085人日分 (428人分)
中丹	13,264人日分 (710人分)	13,732人日分 (731人分)	14,179人日分 (750人分)
南丹	9,132人日分 (499人分)	9,248人日分 (504人分)	9,365人日分 (509人分)
京都・乙訓	72,901人日分 (4,176人分)	74,846人日分 (4,325人分)	76,913人日分 (4,480人分)
山城北	21,132人日分 (1,117人分)	21,288人日分 (1,140人分)	21,440人日分 (1,164人分)
山城南	7,343人日分 (412人分)	7,521人日分 (422人分)	7,703人日分 (432人分)
計	131,792人日分 (7,338人分)	134,687人日分 (7,548人分)	137,685人日分 (7,763人分)

○ **じりつくんれん きのうくんれん**
自立訓練 (機能訓練)

ちいきせいかつ いとな
地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的
りはびりてーしょん にちじょうせいかつ かか くんれんとう しえん おこな
リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行う。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	にんにちぶん 55人日分 にんぶん (3人分)	にんにちぶん 55人日分 にんぶん (3人分)	にんにちぶん 55人日分 にんぶん (3人分)
ちゅうたん 中丹	にんにちぶん 62人日分 にんぶん (13人分)	にんにちぶん 62人日分 にんぶん (13人分)	にんにちぶん 62人日分 にんぶん (13人分)
なんたん 南丹	にんにちぶん 35人日分 にんぶん (4人分)	にんにちぶん 36人日分 にんぶん (4人分)	にんにちぶん 37人日分 にんぶん (4人分)
きょうと おとくに 京都・乙訓	にんにちぶん 458人日分 にんぶん (43人分)	にんにちぶん 458人日分 にんぶん (43人分)	にんにちぶん 458人日分 にんぶん (43人分)
やましろきた 山城北	にんにちぶん 52人日分 にんぶん (5人分)	にんにちぶん 52人日分 にんぶん (5人分)	にんにちぶん 52人日分 にんぶん (5人分)
やましろみなみ 山城南	にんにちぶん 25人日分 にんぶん (2人分)	にんにちぶん 25人日分 にんぶん (2人分)	にんにちぶん 25人日分 にんぶん (2人分)
けい 計	にんにちぶん 687人日分 にんぶん (70人分)	にんにちぶん 688人日分 にんぶん (70人分)	にんにちぶん 689人日分 にんぶん (70人分)

○ **じりつくんれん せいかつくんれん**
自立訓練 (生活訓練)

ちいき せいかつ いとな
地域生活 を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常 生活能力 の
こうじょう ひつよう くんれんとう しえん おこな
向上 のために必要な訓練等の支援を行う。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	にんにちぶん 173人日分 にんぶん (9人分)	にんにちぶん 173人日分 にんぶん (9人分)	にんにちぶん 173人日分 にんぶん (9人分)
ちゅうたん 中丹	にんにちぶん 73人日分 にんぶん (3人分)	にんにちぶん 51人日分 にんぶん (2人分)	にんにちぶん 51人日分 にんぶん (2人分)
なんたん 南丹	にんにちぶん 196人日分 にんぶん (12人分)	にんにちぶん 201人日分 にんぶん (13人分)	にんにちぶん 206人日分 にんぶん (13人分)
きょうと おとくに 京都・乙訓	にんにちぶん 3,127人日分 にんぶん (186人分)	にんにちぶん 3,145人日分 にんぶん (187人分)	にんにちぶん 3,163人日分 にんぶん (188人分)
やましろきた 山城北	にんにちぶん 1,074人日分 にんぶん (115人分)	にんにちぶん 1,140人日分 にんぶん (126人分)	にんにちぶん 1,206人日分 にんぶん (139人分)
やましろみなみ 山城南	にんにちぶん 363人日分 にんぶん (13人分)	にんにちぶん 391人日分 にんぶん (12人分)	にんにちぶん 441人日分 にんぶん (12人分)
けい 計	にんにちぶん 5,006人日分 にんぶん (338人分)	にんにちぶん 5,101人日分 にんぶん (349人分)	にんにちぶん 5,240人日分 にんぶん (363人分)

○ 就労 選択 支援

障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。

圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後		21人分	37人分
中丹		4人分	8人分
南丹		3人分	3人分
京都・乙訓		116人分	123人分
山城北		61人分	115人分
山城南		27人分	32人分
計		232人分	318人分

○ 就労 移行支援

一般就労 等を希望する障害 のある人に対し、有期限の支援計画に基づき、就労 に

必要な知識・能力 の向上 、実習 、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労 。

定着 を図る等の支援を行う。

圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	111人日分 (11人分)	111人日分 (11人分)	111人日分 (11人分)
中丹	215人日分 (1人分)	245人日分 (15人分)	277人日分 (17人分)
南丹	326人日分 (17人分)	326人日分 (18人分)	331人日分 (19人分)
京都・乙訓	9,863人日分 (563人分)	10,321人日分 (585人分)	10,766人日分 (606人分)
山城北	1,822人日分 (122人分)	1,889人日分 (127人分)	1,946人日分 (132人分)
山城南	769人日分 (40人分)	820人日分 (41人分)	879人日分 (43人分)
計	13,106人日分 (766人分)	13,712人日分 (797人分)	14,310人日分 (828人分)

○ 就労 繼続支援 (A型)

一般企業等での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労 の機会を提供 すると

ともに、一般就労 に必要な知識・能力 の向上 を図る等の支援を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	1,651人日分 (80人分)	1,658人日分 (80人分)	1,759人日分 (86人分)
中丹	2,192人日分 (116人分)	2,264人日分 (119人分)	2,357人日分 (123人分)
南丹	1,670人日分 (87人分)	1,727人日分 (90人分)	1,785人日分 (93人分)
京都・乙訓	26,470人日分 (1,288人分)	28,425人日分 (1,378人分)	30,379人日分 (1,468人分)
山城北	7,512人日分 (407人分)	8,307人日分 (459人分)	9,253人日分 (521人分)
山城南	1,265人日分 (64人分)	1,251人日分 (64人分)	1,264人日分 (65人分)
計	40,760人日分 (2,042人分)	43,632人日分 (2,190人分)	46,797人日分 (2,356人分)

○ 就労 繼続支援 (B型)

一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、一定の賃金

水準 のもとで、就労 や生産活動の機会を提供 し、知識・能力 の向上 ・維持を図る

等の支援を行う。(雇用契約は結ばない)

圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	7,072人日分 (371人分)	7,166人日分 (376人分)	7,258人日分 (381人分)
中丹	11,076人日分 (616人分)	11,495人日分 (638人分)	11,888人日分 (658人分)
南丹	7,062人日分 (411人分)	7,493人日分 (435人分)	7,970人日分 (461人分)
京都・乙訓	83,541人日分 (4,718人分)	86,404人日分 (4,888人分)	89,284人日分 (5,058人分)
山城北	17,162人日分 (1,084人分)	18,174人日分 (1,164人分)	19,260人日分 (1,251人分)
山城南	3,313人日分 (212人分)	3,542人日分 (226人分)	3,796人日分 (242人分)
計	129,226人日分 (7,412人分)	134,274人日分 (7,727人分)	139,456人日分 (8,051人分)

○ 療養 介護

しゅ にっちゅう びょういん しせつ おこな きのう くんれん りょうようじょう かんり かんご いがくべき
 主として日中 に病院 などの施設で行われる機能訓練、療養上 の管理、看護、医学的
 かんり か かいご にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな
 管理下での介護や日常 生活上 の援助を行う。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	にんぶん 22人分	にんぶん 22人分	にんぶん 22人分
ちゅうたん 中丹	にんぶん 47人分	にんぶん 48人分	にんぶん 49人分
なんたん 南丹	にんぶん 35人分	にんぶん 36人分	にんぶん 37人分
きょうと おとくに 京都・乙訓	にんぶん 220人分	にんぶん 220人分	にんぶん 220人分
やましろきた 山城北	にんぶん 68人分	にんぶん 69人分	にんぶん 69人分
やましろみなみ 山城南	にんぶん 12人分	にんぶん 12人分	にんぶん 12人分
けい 計	にんぶん 404人分	にんぶん 407人分	にんぶん 409人分

○ 短期入所 (ショートステイ)

居宅においてその介護者の病気の場合など、障害者 支援施設などへの短期間の入所

による入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	615人日分 (74人分)	626人日分 (75人分)	636人日分 (76人分)
中丹	825人日分 (139人分)	867人日分 (173人分)	903人日分 (221人分)
南丹	563人日分 (102人分)	601人日分 (106人分)	642人日分 (110人分)
京都・乙訓	4,602人日分 (997人分)	4,776人日分 (1,060人分)	4,955人日分 (1,126人分)
山城北	2,317人日分 (499人分)	2,480人日分 (557人分)	2,656人日分 (626人分)
山城南	784人日分 (159人分)	880人日分 (176人分)	993人日分 (194人分)
計	9,706人日分 (1,970人分)	10,230人日分 (2,147人分)	10,785人日分 (2,353人分)

○ 就労 定着 支援

就労 移行支援等を利用し、一般就労 に移行した障害者 に対して、就労 に伴う

生活面 の課題に対応 できるよう、事業所 ・家族との連絡調整 等の支援を一定 の期間に

わたり行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	5人分	5人分	5人分
中丹	8人分	10人分	12人分
南丹	8人分	9人分	10人分
京都・乙訓	141人分	147人分	153人分
山城北	59人分	61人分	65人分
山城南	14人分	17人分	20人分
計	235人分	249人分	265人分

③ 居住系サービス

○ 自立生活援助

集団生活ではなく一人暮らしを希望する利用者に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	4人分	4人分	3人分
中丹	3人分	3人分	3人分
南丹	3人分	3人分	3人分
京都・乙訓	13人分	14人分	15人分
山城北	6人分	7人分	6人分
山城南	2人分	2人分	2人分
計	31人分	33人分	32人分

○ 共同 生活援助 (グループホーム)

しゅ やかん きょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ
主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又

しょくじ かいご た にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな
は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	にんぶん 213人分	にんぶん 238人分	にんぶん 243人分
ちゅうたん 中丹	にんぶん 287人分	にんぶん 303人分	にんぶん 320人分
なんたん 南丹	にんぶん 194人分	にんぶん 198人分	にんぶん 202人分
きょうと おとくに 京都・乙訓	にんぶん 1,312人分	にんぶん 1,422人分	にんぶん 1,538人分
やましろきた 山城北	にんぶん 487人分	にんぶん 521人分	にんぶん 559人分
やましろみなみ 山城南	にんぶん 153人分	にんぶん 174人分	にんぶん 199人分
けい 計	にんぶん 2,646人分	にんぶん 2,856人分	にんぶん 3,061人分

○ 施設入所 支援

やかん 夜間ににおいて、介護が必要な者や通所が困難な自立訓練又は就労 移行支援等の
 りょうしゃ たい きょじゅう ば ていきょう 利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行なう。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	にんぶん 164人分	にんぶん 163人分	にんぶん 161人分
ちゅうたん 中丹	にんぶん 280人分	にんぶん 279人分	にんぶん 278人分
なんたん 南丹	にんぶん 171人分	にんぶん 170人分	にんぶん 169人分
きょうと おとくに 京都・乙訓	にんぶん 1,280人分	にんぶん 1,262人分	にんぶん 1,244人分
やましろきた 山城北	にんぶん 321人分	にんぶん 316人分	にんぶん 309人分
やましろみなみ 山城南	にんぶん 67人分	にんぶん 67人分	にんぶん 65人分
けい 計	にんぶん 2,283人分	にんぶん 2,257人分	にんぶん 2,226人分

④ しょうがいじしえん 障害児 支援

○ じどう はったつしえん 児童発達支援

しょうがいじ たい にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしき ぎのう ふよ しゅうだんせいかつ
障害児 に対し、日常 生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 生活

てきおうくんれんとう おこな
への適応訓練等を行う。

けんいき 圏域	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
たんご 丹後	にんにちぶん 393人日分 (138人分)	にんにちぶん 402人日分 (141人分)	にんにちぶん 411人日分 (144人分)
ちゅうたん 中丹	にんにちぶん 955人日分 (277人分)	にんにちぶん 980人日分 (296人分)	にんにちぶん 1,002人日分 (315人分)
なんたん 南丹	にんにちぶん 598人日分 (187人分)	にんにちぶん 636人日分 (199人分)	にんにちぶん 678人日分 (212人分)
きょうと おとくに 京都・乙訓	にんにちぶん 16,814人日分 (2,927人分)	にんにちぶん 17,383人日分 (3,030人分)	にんにちぶん 17,995人日分 (3,143人分)
やましろきた 山城北	にんにちぶん 4,116人日分 (798人分)	にんにちぶん 4,334人日分 (841人分)	にんにちぶん 4,555人日分 (887人分)
やましろみなみ 山城南	にんにちぶん 1,413人日分 (238人分)	にんにちぶん 1,633人日分 (266人分)	にんにちぶん 1,875人日分 (296人分)
けい 計	にんにちぶん 24,289人日分 (4,565人分)	にんにちぶん 25,368人日分 (4,773人分)	にんにちぶん 26,516人日分 (4,996人分)

○ 放課後等デイサービス

就学 している障害児 対し、授業 の終了後 又は休業 日に、生活能力 の向上 のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	1,219人日分 (212人分)	1,248人日分 (221人分)	1,267人日分 (225人分)
中丹	3,146人日分 (386人分)	3,208人日分 (422人分)	3,260人日分 (457人分)
南丹	5,401人日分 (536人分)	5,912人日分 (598人分)	6,478人日分 (668人分)
京都・乙訓	49,203人日分 (4,279人分)	51,002人日分 (4,441人分)	52,876人日分 (4,610人分)
山城北	15,979人日分 (1,538人分)	17,366人日分 (1,653人分)	18,882人日分 (1,778人分)
山城南	4,910人日分 (457人分)	5,405人日分 (507人分)	5,948人日分 (562人分)
計	79,858人日分 (7,408人分)	84,141人日分 (7,842人分)	88,711人日分 (8,300人分)

○ 保育所等訪問支援

保育所等の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児に対し、その施設における

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	27人日分 (18人分)	28人日分 (19人分)	29人日分 (20人分)
中丹	39人日分 (33人分)	49人日分 (41人分)	62人日分 (49人分)
南丹	4人日分 (3人分)	4人日分 (3人分)	4人日分 (3人分)
京都・乙訓	131人日分 (67人分)	133人日分 (68人分)	137人日分 (70人分)
山城北	76人日分 (74人分)	85人日分 (83人分)	94人日分 (93人分)
山城南	44人日分 (19人分)	80人日分 (31人分)	150人日分 (49人分)
計	321人日分 (214人分)	379人日分 (245人分)	476人日分 (284人分)

○ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な、重度の障害のある

児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等といった発達支援

を行う。

圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	8人日分 (3人分)	8人日分 (3人分)	10人日分 (4人分)
中丹	2人日分 (1人分)	2人日分 (1人分)	2人日分 (1人分)
南丹	6人日分 (2人分)	6人日分 (2人分)	6人日分 (2人分)
京都・乙訓	209人日分 (27人分)	209人日分 (27人分)	209人日分 (27人分)
山城北	88人日分 (9人分)	88人日分 (9人分)	88人日分 (9人分)
山城南	6人日分 (2人分)	6人日分 (2人分)	5人日分 (2人分)
計	319人日分 (44人分)	319人日分 (44人分)	320人日分 (45人分)

○ 障害児入所支援

じどうにゅうしょせつにゅうしょまたしていりょうきかんにゅういんしょうがいじたいほごにちじょうせいかつ児童入所施設に入所又は指定医療機関に入院する障害児に対し、保護、日常生活

の指導、知識技能の付与を行う。また、そのうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対し、治療を行なう。

けんいき 圏域	れいわ 令和6年度	れいわ 令和7年度	れいわ 令和8年度
ふいきぜんたい 府域全体	にんぶん 108人分	にんぶん 108人分	にんぶん 108人分

⑤ **相談支援**

○ 計画相談支援

じょうがいふくし さーびすまた ちいき そだんしえん しきゅうけつい かか さーびすとうりょう けいかく じょうがいじ障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定に係るサービス等利用計画・障害児

しえんりょう けいかく さくせい さーびすじぎょうしやとう れんらくちょうせいとう おこな支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整等を行う。

けんいき 圏域	れいわ 令和6年度	れいわ 令和7年度	れいわ 令和8年度
たんご 丹後	にんぶん 339.0人分	にんぶん 345.0人分	にんぶん 352.0人分
ちゅうたん 中丹	にんぶん 311.0人分	にんぶん 322.0人分	にんぶん 333.0人分
なんたん 南丹	にんぶん 717.0人分	にんぶん 740.0人分	にんぶん 763.0人分
きょうと 京都・乙訓	にんぶん 2,729.0人分	にんぶん 2,940.0人分	にんぶん 3,151.0人分
やましろきた 山城北	にんぶん 1,892.0人分	にんぶん 2,017.0人分	にんぶん 2,154.0人分
やましろみなみ 山城南	にんぶん 195.0人分	にんぶん 209.0人分	にんぶん 227.0人分
けい 計	にんぶん 6,183.0人分	にんぶん 6,573.0人分	にんぶん 6,980.0人分

○ 地域移行支援

障害者 支援施設に入所 又は精神科病院 に入院 している障害者 等に対し、地域
生活移行のための活動に対する相談、障害 福祉サービス事業者 等への同行支援等を
行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	5.0人分	5.0人分	5.0人分
中丹	3.0人分	3.0人分	3.0人分
南丹	3.0人分	3.0人分	3.0人分
京都・乙訓	22.0人分	22.0人分	23.0人分
山城北	7.0人分	8.0人分	9.0人分
山城南	2.0人分	2.0人分	2.0人分
計	42.0人分	43.0人分	45.0人分

○ 地域定着 支援

居宅において単身で生活する障害者 又は同居の家族による支援を受けられない

障害者 に対し、常時の連絡体制の確保、障害 の特性に起因する緊急 事態等の相談、

緊急 訪問等の支援を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	4.0人分	4.0人分	4.0人分
中丹	2.0人分	2.0人分	2.0人分
南丹	3.0人分	3.0人分	3.0人分
京都・乙訓	48.5人分	55.5人分	62.5人分
山城北	120.0人分	122.0人分	124.0人分
山城南	2.0人分	2.0人分	2.0人分
計	179.5人分	188.5人分	197.5人分

○ 障害児 相談 支援

障害児通所 支援の支給決定に係る障害児 支援利用計画の作成、サービス事業者 等と

の連絡調整 等を行う。

地域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丹後	104.0人分	115.0人分	126.0人分
中丹	74.0人分	76.0人分	82.0人分
南丹	604.0人分	639.0人分	676.0人分
京都・乙訓	505.0人分	571.0人分	648.0人分
山城北	1,342.0人分	1,415.0人分	1,491.0人分
山城南	100.0人分	112.0人分	126.0人分
計	2,729.0人分	2,928.0人分	3,149.0人分

2 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等

市町村、障害当事者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療、

教育、企業などの関係団体等で構成する各圏域の障害者自立支援協議会等において、

以下のような現状分析・課題整理がなされました。

(1) 丹後圏域

① 障害福祉計画における課題

圏域の障害者数の状況について、管内の身体障害者手帳保持者は、令和4年度

末時点で全手帳保持者に占める65歳以上の割合が82・9%と年々増加傾向にあり、

療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数も同様に増加をしてきてています。今後「共生

型」社会資源の整備等、介護保険事業所との一層の連携が求められています。

丹後圏域では、丹後圏域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という）において5

つの専門部会（相談支援部会・発達障害部会・医療的ケア部会・精神保健福祉部会・

就労部会）を設置し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きるこ

とができ、多様性が認められる地域共生社会を実現するため、協議を重ねています。

まず発達障害者を支援していく上で課題となることとして、困難を抱える生徒が早期

に支援機関と繋がることを目指すことによる「切れ目ない支援」を構築していくことが挙

げられ、教育関係との連携を深めていくことが重要です。

また、先述した精神保健福祉手帳の所持者数及び精神科への通院者数は増加してお

り、関係市町と協働し「精神障害者」にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を

推進し、メンタルヘルスに課題を抱えた人への対応や、地域で安心して医療を受けられる

体制づくり等幅広い課題への対応が必要となっています。

いりょうてきけあ ひつよう じゅうど しょうがい ほう しえん ひ つづ
医療的ケアを必要とする重度の障害のある方への支援については、これまでに引き続

さいがいじ たいおう しょうがいじ しょうがいしや えんかつ さーびす いこう かだい たい けん
き災害時における対応や、障害児から障害者への円滑なサービス移行の課題に対して検

どう ひつよう きょうとふ いりょうてきけあじ とうしんせんたー れんけい と
討していく必要があり、京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」とも連携した取

く すす じゅうよう かんが
り組みを進めていくことが重要であると考えています。

しょうがいしやしゅうろう かん しゅうろうけいぞくせん がたじぎょうしょ ふくし てきしゅうろう
障害者就労に関しては、就労継続支援A型事業所をはじめとする、福祉的就労

じ ぎょうしょ いっぽんしゅうろう けーす すく げんじょう ちいき いっぽんきぎょう
事業所から一般就労につながるケースが少ない現状となっており、地域の一般企業へ

はたら とも かくしゅうろうけいじぎょうしょ いっぽんしゅうろう む すくるあつぶ かだい
の働きかけと共に、各就労系事業所の一般就労に向けたスキルアップも課題となって
います。

② 障害児 福祉計画における課題

たんごけんいき はったつしようがい じどう しえん せんもん いりょうきかん すく
丹後圏域における発達障害のある児童への支援については、専門の医療機関が少ない

しゅうがくまえ ほけんじょ くりにっく たすう たいおう たいき
ため、就学前においては、保健所でのこどもクリニックでも多数対応しているが、待機の

きかん なが そうき ふあん かいしょう かだい はったつしようがいなど たつとくせい じどう も
期間が長く、早期の不安解消に課題があります。発達障害等、発達特性のある児童を持つ

ほごしゃ いくじ ふあん いくじ こんなんかん けいげん はか べあれんとれーにんぐ ほいくじょ
保護者の育児不安や育児困難感の軽減を図るため、「ペアレントトレーニング」、保育所、

ようちえん とう こ かか しえんしゃ りきりょうこうじょう はか てい一ちゃーとれーにんぐ
幼稚園等で子どもに関わる支援者の力量向上を図る「ティーチャートレーニング」、

にゅうようじけんしななど こ はったつ み ほけんし とう しえん けんしゅうかいたう じっし
乳幼児健診等で子どもの発達を診る保健師等の支援につながる研修会等を実施するなど、

ほごしゃ しえん いつそう じゅうじつ ひつよう けんいき はったつしようがいとう かか せいと
保護者への支援の一層の充実が必要です。また、この圏域では、発達障害等を抱えた生徒

いっぽんこうとうがっこう しんがく ざいせき わりあい ほかけんいき おお がくしゅうけいぞく しんろ とう たいおう
が一般高等学校に進学・在籍する割合が他圏域より多く、学習継続や進路等の対応に

くりよ けつか ふとうこう きゅうがく たいがく せいと げんじょう
苦慮し、結果として不登校、休学、退学となる生徒がでてきている現状があります。その

たいさく こうとうがっこう ふくし とうかんけいきかん こんだんかい じっし き め しえん
対策として、高等学校と福祉等関係機関の懇談会を実施し、「切れ目のない支援」ができる

たいせい こうちく はか
体制の構築を図っています。

いりょうてきけあじ かん こうど いりょう はったつ いりょうてきけあ ひつよう みしゅうがくじ
医療的ケア児に関しては、高度医療の発達により、医療的ケアを必要とする未就学児が

ふ よそ いりょう ほけん きょういく ふくし ぶんや れんけい ひつよう げんじょう
ふ 増えると予想されるところであり、医療・保健・教育・福祉分野と連携が必要な現状に

あります。

けんいき けんいきざいたくりょうようじえん たいせいけんとうかい けんいきしようがいしゃじりつ しえんきょううぎかい いりょうてきぶかい
圈域の「圈域在宅療養児 支援体制検討会」と圈域障害者 自立支援協議会医療的部会

れんけい はか あんしん あんぜん こそだ かんきょう せいび そうごうてき しえん たいせい こうちく
との連携を図り、安心・安全に子育てできる環境を整備し、総合的な支援体制を構築し

ひつよう
ていく必要があります。

(2) 中丹圈域

① 障害 福祉計画における課題

けんいき とうじしゃ あんしん く つづ でき せいかつ ば じゅうきよ
この圏域では、当事者が安心して暮らし続けることが出来る生活の場となる住居の
かくほ びょういん しせつ ちいき いこう えんかつ すいしん かぞく こうれいか とう ともな しゅじゅ たいおう
確保が、病院や施設からの地域移行の円滑な推進や家族の高齢化等に伴う種々の対応の
ため じゅうよう かだい ぐるーぶほーむ せいで すす いっぽう みんなんじゅうたく
為に重要な課題となっています。グループホームの整備を進める一方で、民間住宅へ
にゅうきょとう とく こんなん ばあい しょうがい ひと たい ちいき じゅうみん りかい そくしん
の入居等は特に困難な場合があるため、障害のある人に対する地域住民の理解の促進
ふきゅうけいはつ ちいき ささ ちから はぐく とりくみ ひつよう
や普及啓発など地域で支える力を育む取組が必要です。

いりょうてき けあ ひつよう しょうがい ひと あんしん ちいき く ほ
医療的ケアを必要とする障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、保
けん いりょう ふくし きょういく ろうどうとう かんけいきかん れんけい しえん じゅうよう
健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して支援していくことが重要です。

さいがいはつせiji ちいき じゅうみん しえん ひつよう ひごろ かんけい もと
さらに災害発生時には地域住民による支援も必要であり、日頃からの関係づくりが求め
られます。

つぎ しょうがい ひと しゅうろう けいぞく しゅうろうご ていちやく さぼーと たいせつ
次に障害のある人が就労を継続するには、就労後の定着のためのサポートが大切
しごと せいかつめん きんせんめん かんけいきかん いittaitiekis
であり、仕事のことだけでなく、生活面や金銭面についても関係機関による一体的な支
えん ひつよう きぎょうがわ きんむ しょうがい ひと とくせいとう てきせつ りかい
援が必要です。さらに、企業側も勤務されている障害のある人の特性等を適切に理解

たいおうでき しえんしゃがわ きぎょう たい けいか きぎょう とくしょく かんきょう こうりょ しえん ない
し対応出来るよう、支援者側が企業に対し経過や企業の特色・環境を考慮した支援内
よう つた すくるあっぷ もと つう そうほう
容を伝えられるようなスキルアップが求められています。このようなことを通じて、双方
とくせい おう しょくば じょうず まっちんぐ ていちやく ひつよう
の特性に応じた職場になるよう上手にマッチングさせ、定着につなげることが必要です。

ふくしてき しゅうろう こうちんこうじょう せいひん ふか かち たか どくじ しょひんかいはつ はんろ
福祉的就労では、工賃向上のため製品の付加価値を高め、独自の商品開発や販路

かくだい もと
拡大が求められています。

はつたつしょがい こうじ のうきのう しょうがい せいしんしょがい とうじしゃ せいかつくんれん こみ
また発達障害 や高次脳機能障害 、精神障害 については、当事者が生活訓練、コミ

ゅにけい しょんすきる まな ばしょ もと かくしえん きかん どうし みずか とくちょう
ユニケーションスキルを学べる場所が求められており、各支援機関同士が自らの特徴 や

たいせい めいかく とうじしゃ かぞく しゅうち しょうがい たい りかい そくしん ひろ
体制を明確にし、当事者・家族に周知していくとともに、障害 に対する理解促進を広く

すす ふきゅうけいはつ ひつよう
進めるための普及啓発が必要です。

かくし じゅうそうてきしえん たいせい いび じぎょうとう かつよう かんけいきかん れんけい
そのため、各市での重層的 支援体制整備事業等を活用 した関係機関の連携をとりなが

ふくごうでき よういん ひと そだんしえん たいせい せいび こべつ そだん とお ちいき かだい に一
ら、複合的な要因のある人への相談支援体制の整備、個別相談を通して地域課題や二

す ちゅうしゅつ そだんしえん じぎょうしょ いっぽんそだんしえん たいせい じゅうじつ そだんしえん せんもんいん ぞう
ズを抽出 できる相談支援事業所の一般相談支援体制の充実 、相談支援専門員の増

いん そだんしえん しつ こうじょう たいせい きょうか ひつよう けんしゅうきかい じゅうじつ はか
員、相談支援の質の向上 など、体制の強化が必要です。また研修 機会の充実 を図る

おお かんけいしょくいん けんしゅうさんか かのう きんりんちいき かいさい のぞ
ためにも、より多くの関係職員 の研修 参加が可能な近隣地域での開催が望まれています。
す。

② 障害児 福祉計画における課題

けんいき しょうがい じどう たい ちいき しえん たいせい こうちく そき りょういく
この圏域では、障害 のある児童に対する地域支援体制を構築するため、早期療育 。

しんにーず にーず たか ふ てきせつ しえん さく けんとう ていきょう じどう けいかく そだんたいせい
支援ニーズの高まりを踏まえ、適切な支援策の検討・提供 のための児童の計画相談体制

じゅうじつ もと じどう はつたつしえん ほうかご ごとうでいさーびす にちゅういちじ しえん
の充実 が求められています。また児童発達支援、放課後等デイサービス、日中 一時支援

およ ほいくじょ ほうもんしえん じぎょうとう じゅうじつ はか ひつよう しよう ちゅう
及び保育所訪問支援事業等の充実 も図ることが必要とされています。さらには小 ・中

がっこう とくべつしえん がつきゅうとう つうきゅう こ ほうかご じどう くらぶ う い
学校の特別支援学級 等に通級 している子どもたちの放課後児童クラブなど、受け入れ

さき かくじゅう ひつよう
先を拡充 していく必要があります。

いりょうてきけあじ じんこうこきゅうき そうちやくじ たんき にゅうしょりょう かのう いりょうがたせつ かず
医療的 ケア児については、人工呼吸器装着児 の短期入所 利用が可能な医療型 施設は数

すぐ りょう えんぼう いどう ひつよう じょうきょう ほんにん かぞく
が少ないため、利用するには遠方への移動が必要な状況 となっており、本人 ・家族にと

う い じゅんび しんらいかんけい など しんたいてき けいざいてき ふたん しよう
って受け入れ準備 や信頼関係づくり等、身体的 ・経済的な負担が生じています。このよ

たんき にゅうしょ りょう そくしん すす げんじょう ふく いりょうてきけあじ およ かぞく たい
うな短期入所 の利用促進が進まない現状 などを含め、「医療的 ケア児及びその家族に対

する支援に関する法律」施行に伴う様々な場面での受け入れ体制の整備・充実を進める

ことが求められています。

発達障害に関しては、検診等の場を活用して早期に発見し、就学前からの早期支援

が最も大切ですが、専門医が不足していることや、ニーズのある子どもが増えていること

もあり、初診や療育開始までに時間がかかっています。

併せて早期発見された児童や保護者等への、指導助言を担う支援者のスキルアップを

図るとともに、教育機関との連携が重要と考えます。

(3) 南丹圏域

① 障害福祉計画における課題

この圏域は、市街地から山間部まで幅広い地域で構成されていますが、社会資源は山

間部に少なく、人口の多い地域に偏っています。都市部に近いこともあり、府全域の人口

比を考えると入所施設が多くある地域もあります。

近年、就労継続支援B型やグループホームの事業所数が増加しており、地域生活へ

移行するための受け皿の整備は進んでいます一方、重度の障害がある人に対する支援、多

様化するニーズに的確に対応できる相談支援体制の強化が求められています。

また、慢性的な人手不足により利用者のニーズに応えることが難しくなってきている事

業所もあり、障害福祉サービスが適正かつ円滑に実施できるよう従事者の質の向上を

図るとともに、福祉人材の確保・定着が課題となっています。

精神障害のある人への支援については、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

の構築に向け、保健・医療・福祉関係者との連携強化が必要ですが、圏域内に

入院病床のある精神科医療機関がないことから、緊急時の対応、入院時や退院後

支援において圏域を超えた連携が不可欠となっています。

地域生活支援拠点の整備については、社会資源が偏在し地域によって提供可能なサー

ビスも限定されることから、緊急時における迅速な相談支援や確実な受け入れができる

よう各事業所の特色やノウハウを活かして圏域全体で「面的整備型」による整備を行

い、令和4年度から運用を開始しました。今後、個別事案について対応・検証する中で

機能の充実を図る必要があります。

障害者を取り巻く様々な課題解決にあたっては、南丹圏域障害児者総合支援ネット

ワーク「ほっとネット」に相談支援部会、医療的ケア部会、発達障害支援部会、精神保

健福祉部会を設け、圏域における地域課題を明確化するとともに、その対応策について

協議・検討しています。

また、教育、雇用分野においては、南丹管内地域特別支援教育総合推進事業運営

協議会や京都ほっとはあとセンター南丹ブロックと情報共有し対応しているところ

です。

今後とも、圏域2市1町の地域自立支援協議会と連動しながら、ライフサイクルと

多様なニーズに応じたネットワークの構築など関係機関との一層の連携が求められます。

② 障害児福祉計画における課題

この圏域においても出生数は減少しておりますが、近年の医療的ケア児の増加や

発達障害の認知の広がり、女性の就労率の上昇など社会状況が変化する中で、

障害児に対する支援ニーズはますます高まっています。

児童発達支援や放課後等デイサービス事業所は、多様な主体の参入もあり増加傾向に

あります。しかしながら、保護者の就労支援やレスパイトの確保など日常的に支えてい

る家族への支援の観点からすると十分にニーズを満たしているとは言えず、また適切な

運営や支援の質の確保についても課題があります。

障害のある児童は通級指導教室や特別支援学校だけでなく、昼間定時制、全日制

高校にも在籍していることから、障害に対する理解の促進や福祉的な支援の必要性が

増しています。特別支援学校卒業生等の進路については毎年課題となっており、障害

の特性や状態に応じ本人の希望に沿った進路先が選択できるよう教育・労働・福祉な

ど関係機関の更なる連携が求められます。

医療的ケア児支援については、家族が全面的に支えることで生活が成り立っている現

状があります。この圏域には、医療的ケア児に対応できる医療型障害児施設があります

が、他に活用できる社会資源が乏しく、災害時・緊急時の対応や医療的ケア児等コ一

ディネーターの養成等の課題があります。

発達障害児支援については、早期発見・早期支援が重要となります。この圏域に限

らず専門の医療機関が少ないため、その対応までに時間がかかってしまうことが懸念され

ます。そのため、乳幼児健診の場において気づき・発見した段階で速やかに支援につなげ

ていく仕組みづくりが重要であり、保護者支援の充実や療育機関だけでなく保育所幼

稚園関係者等のスキルアップに向けた取組も必要となっています。

教育分野との連携は進みつつあり、移行支援ファイルの活用数も増えてきています。

就学前から就学、小学校から中学校、中学校から高等学校への切れ目のない支

援を強化するため更に推進していく必要があります。

(4) 京都市サブ圏域

① 障害福祉計画における課題

この圏域では、入所施設から地域生活への移行の取組や、退院可能な精神障害のあ

ひと せいしんか びょういん たいいんとう そくしん とりくみ あわ ちいき せいかつ けいぞく
人の精神科病院 からの退院等を促進する取組と併せて、地域生活を継続するために

ひつよう ざいたくせいかつ ささ さーびす じゅうじつ はか ひつよう どうじ しょう
必要となる在宅生活を支えるサービスの充実を図る必要があります。それと同時に障

がい ひと じりつ せいかつ ば ちいき かつどう ば じゅうじつ きょうど
害のある人の自立につながる生活の場や地域で活動できる場の充実、さらには、強度

こうどうしようがい いりょうてきあ など ここ にーず おう こま そうだんしえん ていきょう
行動障害や医療的ケア等の個々のニーズに応じたきめ細やかな相談支援を提供するた

たいせいきょうか ひつよう
めの体制強化が必要となっています。

しようがい ひと ちいき く ささ きばん せいび ちいき せいかつしえん きよでん
そして、障害のある人の地域での暮らしを支える基盤整備である地域生活支援拠点に

もと きのう そだん きんきゅうじ うけい たいおう たいけん きかい じょう せん
求められる5つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専

もんてきじんざい かくほ ようせい ちいき たいせい ちいき ふくすう きかん ぶん
門的入材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）については、地域における複数の機関が分

たん きのう にな めんできせいけがた せいび おこな しうがい ひと きょじゅうしえん
担して機能を担う「面的整備型」で整備を行いましたが、障害のある人への居住支援も

ふく ひ つづ ちいき せいかつしえん きよでん きのう きょうか すす
含めて、引き続き、地域生活支援拠点の機能強化を進めていきます。

ほうもんけいさーびす にな て ぶそく へるばーすう さら かくほ ひつよう
また、訪問系サービスにおいては、担い手不足からヘルパー数の更なる確保が必要とな

につけゆうかつどうけいさーびす せいかつかいご たんき にゅうしょ じゅよう こんご
っていること、日中活動系サービスにおいても、生活介護や短期入所の需要が今後も

けいぞく の じょうしょう みこ ふくしてき じんざい かくほ しつ こうじょう む
継続して伸びの上昇が見込まれていることから、福祉的入材の確保と質の向上に向

とりくみ ひつよう
た取組が必要となっています。

きょじゅうけいさーびす ちいき いこう こんご すす
居住系サービスにおいては、地域移行を今後も進めていくためには、これまで以上に

ぐるー ふー ほー む じゅうじつ はか ひつよう ほうしゅうすいじゅん こうじょう かだい
グループホームの充実を図っていく必要がありますが、報酬水準の向上の課題や、

ちいき りかい そくしんとう かだい
地域における理解促進等に課題があります。

しゅうろうしえん ひ つづ ろうどう ふくし きょういく かくぶんや かんけいきかん きょうどう
就労支援については、引き続き、労働、福祉、教育など各分野の関係機関が協働し

こよう そくしん しゅうろうしえん と く しゅうしょくご けいぞくてき あんいてき はたら つづ
て雇用促進・就労支援に取り組むとともに、就職後も継続的かつ安定的に働き続けら

れるよう、職場定着支援にも取り組んでいく必要があります。

② 障害児 福祉計画における課題

障害のある児童に関しては、発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで

障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増

えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。

また、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療

育、診断等それぞれの役割を担う関係機関のさらなる連携が必要です。

学齢期前の児童に関しては、児童発達支援事業所等の設置数は増えてきているものの、

設置地域に偏在があることから、利用する支援の必要な児童が、身近な地域で療育を受

けることができるよう、児童発達支援事業所の地域偏在の解消や、サービスの質の向

上について検討する必要があります。

学齢期の児童に関しては、放課後等デイサービスの事業所が増加し、これに伴ってサー

ビスの質の課題が生じています。また、学齢期の障害のある児童のニーズの多様化に伴

い、一人ひとりの地域での育ちをどのように支援していくかについて検討が必要となっています。

(5) 乙訓サブ圏域

① 障害 福祉計画における課題

この圏域での入所施設は1か所であり、圏域内での入所希望に応えられていませ

ん。グループホームでは、知的や精神の方を対象とした事業所は増加傾向ですが、重度

や強度行動障害を対象に含む事業所は増加することもなく依然と少ない状況です。

また、日中一時の事業所は少なく、供給量が不足する中、重度対応については土

日に祝等の居宅サービスの確保も課題となっています。

医療的ケア対応の施設については、当圏域協議会との連携のもと、令和4年度、介護

ろうじんほけんしせつ ほたい いりょうがたたんきにゅうしょ じぎょうしょ かいせつ かいせつごそそうそもで
老人保健施設を母体とした医療型短期入所の事業所が開設しました。開設後早々にモデ

るけーす とうじしゃ いちじりよう おこな りようじ かだい う ぼ
ルケースとして、当事者による一時利用を行い、いくつかの利用時の課題が浮き彫りにな

かだい かいつけつ む けんがく せつめいかい かいさい りようそくしん はか
っており、この課題解決に向けて、見学や説明会を開催し、利用促進を図っていくとこ

ろです。また、1施設開設だけでは、医療的ケアが必要な方に対応仕切れないため、引

つづ ごうけんしゅうじっし きかん きょうりよく え ごうけんしゅう じっし いりょうてきけあ しえんしや
き続き、3号研修実施機関の協力を得て3号研修を実施し、医療的ケアの支援者を

ふ と く ひつよう
増やす取り組みが必要です。

とくべつしえん がつこう そつぎょうせい つね じゅうど せいかつかいご あき すぐ たいおう むずか
特別支援学校の卒業生については、常に重度の生活介護の空が少なく対応が難しい

じょうきょう けんいいきない とくてい ほうじん りようわくぞうか ちょうせい たい
状況があります。そのため、圏域内の特定の法人による利用枠増加の調整だけでは対

おう た けんいいき ひ つづ かんけいきかん とくべつしえん がつこう れんけい じょうきょう えんぱうりよう りょうしゃ
応しきれないため、他の圏域での利用を調整している状況です。遠方利用は利用者の

ふたん かくだい つな ひ つづ かんけいきかん とくべつしえん がつこう れんけい じょうきょう
負担の拡大に繋がるため、引き続き、関係機関と特別支援学校と連携しながら状況を

は あく かだい かいつけつ む けんとう ひつよう
把握し、課題解決に向けた検討が必要です。

そだんしえん じぎょうしょ ねんねんけいやくけんすう ぞうか なか そだんしえん じぎょうしょおよ そ
相談支援事業所については、年々契約件数が増加している中、相談支援事業所及び相

だんし えんせんもんいん ふ しんきう い ていし じあん で とく
談支援専門員が増えないため、新規受け入れを停止する事案が出てきています。また、特

ていそうだん くわ いたく そだん た じぎょう けんむ しょくいん おお そだんしえん せんもんいん ふ
定相談に加えて、委託相談や他事業を兼務している職員が多く、相談支援専門員への負

たん ま じょうきょう かだい とうけんいきない もんだい ぜんいき
担がさらに増している状況です。この課題は、当圏域内だけの問題ではなく全域での

か だい ほか けんいき じょうほうきょうゆう と く ひつよう
課題であるため、他の圏域と情報共有しながら取り組む必要があります。

② 障害児福祉計画における課題

けんいき にゅうしょしせつ にゅうしょ ひつよう じょうきょう ばあい ほか けんいき
この圏域では、入所施設がないため、入所が必要な状況となつた場合は他の圏域

さが ひつよう じょうがくせい りよう たんき にゅうしょ にっちゅういちじ
で探す必要があります。また、小学生から利用できる短期入所と日中一時はそれぞれ

しょ じょうしん はたら かてい おお つうしそけいさーびす
1か所となります。また、両親が働いておられる家庭が多く、通所系サービスについて

どよう にーず いっていすう
は、土曜のニーズも一定数あります。

事業所は、年々増加傾向ですが、自傷、他害のある児童、医療的ケアが必要な児童、

重度心身障害児の受け入れが可能な放課後等デイサービスはあまり増加せず、他の福祉

サービスにおいても限られています。事業所での受け入れが進むような整備・体制・強化

の取組が必要です。

障害者相談支援事業については、契約件数は年々増加しています。相談支援計画書

の作成に加えて、ライフステージの移行による相談、学校の長期休みでの必要なサービス

調整やそれに伴う相談支援計画の作成、日々の家庭、学校での学習や友達関係、医療

など、ご家族からの相談が多く、相談支援専門員の負担はさらに増しています。同事業についても整備・体制・強化の取組が必要です。

(6) 山城北圏域

① 障害福祉計画における課題

この圏域は、全市域で自立支援協議会（以下「協議会」という。）が設置され、また

町域でも順次、設置が進み、協議会未設置は1町となっています。今後、残る1町の

協議会設置と各々の市町でニーズや資源数が大きく異なる地域事情を踏まえ、市町協議

会と圏域協議会が相互に連携し、福祉課題の抽出、対応の検討を進めていくことが

必要です。

施設入所、入院の地域資源としては、療養介護を実施している南京都病院、

他、施設入所支援の事業所が12箇所、精神科病院が3箇所あります。入所施設等から

地域移行を進めるために大きな役割を持つ、グループホーム等の地域資源は増加してきているものの、さらなる充実が必要です。また、併せて人材の確保や質の向上も課題です。

医療的ケアが必要な方や重度心身障害の方の緊急時の受入体制として、福祉型短期

にゅうしょ れすばいと にゅういん かつようとう かんが かんごし しえんいん じんざい
入所 やレスパイト入院 の活用等が考えられますが、看護師や支援員をはじめとする人材

かくほ しんこく かだい あわ せんもんてき けいかくてき けんしゅう じつし など じんざい
確保が深刻な課題となっています。また、併せて専門的、計画的な研修の実施等、人材

いくせい ひつよう
育成も必要です。

せいしんしょうがい かた ちいき そうき しゃかいふつき じりつ めざ あんしん
精神障害の方についても、地域での早期の社会復帰、自立を目指すとともに、安心・

あんぜん せいかつ けいぞく せいしんしょうがい たいおう ちいき ほうかつあしすでむ こうちく
安全な生活が継続できるよう「精神障害」にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

もと しすてむ こうちく む しちょう かんけいきかん とう れんけい かだい
が求められていることから、システム構築に向け、市町や関係機関等と連携しながら課題

けんどう おこな ひつよう しえんしや しつ こうじょう もくでき けんしゅうかい じ れいけんとう
検討を行うことが必要です。また、支援者の質の向上を目的とした研修会や事例検討

かいとう じつし しちょう そうだんしえん たいせい きょうか はか ひつよう
会等を実施し、市町の相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

② 障害児 福祉計画における課題

けんいき いりょうてき け あじ しや しえん やく めい いりょうてき け あじ とうこ
圏域では、医療的ケア児者を支援するため、これまで約70名が「医療的ケア児等コ
ーでいねーたー ようせいけんしゅう じゅこう じっさい けーす たいおう あ やく
ーディネーター」の養成研修を受講していますが、実際のケース対応に当たっての「役
割の明確化」が課題となっています。

いりょうてき け じゅうどしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしょ ほうか ご
また、医療的ケア児や重度心身障害児への支援として、児童発達支援事業所や放課後
とうで い さ 一 び す かぞく れすばいと きのう かくほ たんき にゅうしょ れすばいと にゅういん かのう
等デイサービス、家族のレスパイト機能を確保する短期入所 やレスパイト入院 が可能
いりょうしせつ とう うけいれたいせい せいび ひつよう
な医療施設等の受入体制の整備がさらに必要です。

はったつしょうがい じどう しえん なんぶ ちいき はったつしょうがいじしえん きよでん きょうと
発達障害のある児童への支援では、南部地域の「発達障害児支援拠点」である京都
ふりつ はったつしえん せんたー ふく じどう はったつしえん せんたー せつち
府立こども発達支援センターを含めて3つの児童発達支援センターが設置されています。

がくれいじ しえん にな ほうかご とうでいさーびす じぎょうしょ しんき かいせつ ぞうか なか かくじ
学齢児への支援を担う放課後等デイサービス事業所の新規開設が増加している中、各事
ぎょうしょ しおがいふくし さーびす しつ こうじょう りょういく しつ たんぽ む とりく
業所における障害福祉サービスの質の向上 や療育 の質の担保に向けたさらなる取組
ひつよう
みが必要です。

(7) 山城南圏域

① 障害 福祉計画における課題

この圏域では、相楽地域の東部と西部で特徴が大きく異なり、人口減少と少子高齢化が進む東部地域に比べ、けいはんな学研都市のある西部地域では人口が増加し、若い世代の転入も多く見られます。それに伴い障害のある人も増加し、特別支援学校卒業生等の新たな福祉サービスの利用も見込まれるため、居宅系、日中活動系等のサービス提供体制の計画的な整備が必要です。特に重度の障害がある人に対応する生活介護などの介護系サービスへのニーズも高まっています。

また、介護の施設から地域への移行が推進される一方、親世代の高齢化の追尾により、親亡き後の支援体制の整備が必要となっており、圏域内でもグループホーム等の居住系サービスや、圏域における地域生活支援拠点の整備が求められることから、3障害に対応できることの面的整備が行えるよう、各市町村や自立支援協議会の場において、協議を進めていくことが必要です。

就労支援については、障害のある人が自立し、自分らしく社会参加できる共生社会を実現するため、就労や体験の場の確保が重要であり、福祉的就労から一般就労への移行が求められているところです。この圏域における障害者自立支援協議会では、從来から商工会等の総合経済団体や企業等と連携して障害のある人の雇用に向けた企業との交流や、一般就労へ向けた見学会・研修会等を開催しています。また、福祉的就労についても、就労継続支援事業所等において施設外就労の委託先や下請け受注等の開発に努め、販路開拓などについても取り組んでいるところです。

精神障害者の支援については、精神障害を包括的に支えられるシステムの構築に向けた取組を進めていますが、圏域内には、精神科医療機関や精神障害にも対応可能な人的・

物的資源が不足していることから、計画的な支援体制の整備を図っていくことが必要です。

しかしながら、入所施設や精神科病床等の整備についてはまだまだ時間を要することか

ら、この圏域の障害者自立支援協議会や市町村、相談支援事業所等との支援ネットワー

クの構築・強化を図り、他圏域の医療機関や人的・物的資源との連携を進めていくことが

必要です。

② 障害児福祉計画における課題

障害のある児童を取り巻く福祉サービスについては、就学前の療育、就学後の放課

後支援のニーズが高まっていることから、自立支援協議会の発達支援部会や特別支援連携

協議会、各市町村や児童発達支援事業所等において、医療・保健・教育・福祉等の連

携及び支援体制の構築や研修会の実施、ペアレント・トレーニングやティーチャートレ

ーニング、支援ファイルの普及推進等に取り組んでいるところであり、引き続き、ライフ

ステージを通じた切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

また、当圏域では医療的ケア児に対応できる短期入所、レスパイト入院先、重症

心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等が不足し

ていることから、圏域の自立支援協議会に医療的ケア部会や母子保健事業における医

療、教育、保育、福祉等の他機関と連携し、今後も更なる支援体制の整備を進めてくこ

とが必要です。

(8) 課題のまとめ

① 障害 福祉計画における課題のまとめ

各圏域 の課題をまとめると次のような項目に取りまとめることができます。

項目	課題
高齢化・過疎化	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化する障害のある人への支援体制の整備 親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備
地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住居系施設（グループホーム等）ハード整備 相談支援体制の強化 精神障害のある人等にも対応した地域包括ケアシステムの構築 事業所の基盤整備、他圏域も含めた連携、相談支援体制の充実 緊急時の受入体制の整備・充実
就労支援・工賃向上	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労に対する企業の理解促進、啓発 就労後の職場定着支援 製品の付加価値向上、商品開発、販路拡大
社会への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会への地域の理解促進・普及啓発
人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人材確保や育成 研修機会の充実
災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所等の整備 地域住民による支援

② 障害児 福祉計画における課題のまとめ

各圏域の課題をまとめると次のような項目に取りまとめることができます。

項目	課題
障害児支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見・早期支援ができる体制の整備や 関係機関の連携 ・相談支援体制の整備・体制強化 ・支援ファイルの有効的な活用 ・児童発達支援センターの整備 ・医療的ケア児の環境整備(医療、保健、教育、福祉分野 の連携) ・短期入所、日中活動の場の拡充 ・児童発達支援、日中一時支援、保育所等訪問の充実 ・医療的ケア児対応事業所、レスパイト入院先不足 ・災害時・緊急時の対応
就学期における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級通級児の放課後児童クラブ等受入先の 拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備

3 圏域の課題等を受けての施策の方向性

各圏域の課題整理等を踏まえた施策の方向性を次のとおり設定します。

(1) 高齢化・過疎化について

今後ますます高齢化が進むなか、障害のある人への支援体制について高齢担当部局との連携を行いつつ、地域の受け入れ等、確実な支援を行えるよう取り組むとともに、親世代の高齢化、いわゆる「親亡き後」の障害のある人の支援について、権利擁護をはじめとした各種サービスの充実に努めます。

(2) 地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備について

地域移行を進めるためには、住居系施設（グループホーム等）といったハード整備等が重要となってくることから、誘致や呼びかけを積極的に行い、基盤の拡充が行えるように取り組みます。

また、障害のある人の日々の課題に対応できる相談支援の強化に努めます。

併せて、緊急時にスムーズに受け入れることのできる体制の整備として、地域生活支援拠点等の取組も進めています。

(3) 就労支援・工賃向上について

今後ますます、障害のある人の就労について適切な配慮や理解が求められることから、引き続き、府内の企業に対し、障害者理解を呼びかけていきます。

また、農福連携の取組をとおして、就労機会の拡充や、工賃向上といった様々な施策を展開していきます。

(4) 社会への啓発について

障害のある人もない人も地域の担い手となり地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障害特性や合理的配慮の提供についての理解促進が重要であり、引き続き普及啓発に取り組みます。

(5) 人材の確保・育成について

人材育成の要となる研修の回数の増加や府北部での開催機会の検討など、研修機会の確保を行うとともに、自立支援協議会人材育成部会も活用した圏域毎の人材育成の取組をすすめています。

(6) 障害児支援体制の整備について

療育施設や保育所の整備、日中活動の場の拡充など、ニーズに応じたサービス体制の拡充をはかるとともに、医療的ケアの必要な児童に対して、早期の対応ができる支援体制の構築や関係機関との連携がとれるよう取組を進めます。

(7) 就学期における支援について

就学前から高等学校卒業までの期間を通じて、切れ目のない支援を行えるよう、課題共有や関係機関と連携できる体制整備に取り組みます。

だい しょう かくねんど しょうがいしゃしえん しせつ およ しょうがいじにゅうしょしせつ ひつようゆうしょていいんそうすう 第4章 各年度の障害者 支援施設及び障害児 入所 施設の必要入所 定員 総数

れいわ ねんど かくねんど しょうがいしゃしえん しせつ およ しょうがいじにゅうしょしせつ とう ひつようゆうしょ
令和8年度までの各年度における障害者 支援施設及び障害児 入所 施設等 の必要 入所

ていいんそうすう つぎ せってい しちょうそん かんけいしせつ およ じぎょうしょ れんけい
定員 総数 について、次のとおり設定することとし、市町村 や関係施設及び事業所 と連携 を

はか ちいき じつじょう にーず おう せいび すず
図りつつ、地域の実情 ・ニーズに応じた整備を進めていきます。

1 障害者 支援施設

しょうがいしゃしえん しせつ つぎ ひつようゆうしょていいんそうすう せってい
障害者 支援施設について、次のとおり必要入所 定員 総数 を設定することとします。

	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
ひつようゆうしょていいんそうすう 必要入所定員総数	にんぶん 2,353人分	にんぶん 2,353人分	にんぶん 2,353人分

さんこう れいわ ねんど まつていいんすう にんぶん
(参考) 令和4年度末定員数 : 2,433人分

しせつ かいちく かいしゅう あ しせつ あ ていいん しん りよう ひつよう もの じょうきょう
施設の改築・改修 に当たっては、施設の空き定員 や真に利用が必要な者の状況 も

こうりょ ちいき にーず おう しうきばか ふく ていいん みなお む ちようせい
考慮 し、地域のニーズに応じた小規模化を含む定員 の見直しに向けた調整 します。

ていいんそうすう ふくし しせつ にゅうしょしゃ もくひょうすう さぶん れすべいと かぞく
また、この定員総数 と福祉施設入所者 の目標数 の差分はレスパイト (家族による

いちじてき けあ だいたい りふれっしゅ とう もくべき たんき にゅうしょとう
一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと) 等を目的とした短期入所 等とし

かつよう はか
て活用を図ります。

2 障害児 入所 施設

しょうがいじにゅうしょしせつ つぎ ひつようゆうしょていいんそうすう せってい
障害児 入所 施設について、次のとおり必要入所 定員 総数 を設定することとします。

	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
ひつようゆうしょていいんそうすう 必要入所定員総数	にんぶん 108人分	にんぶん 108人分	にんぶん 108人分

だい しょう ちいき せいかつしんじぎょう じっし 第5章 地域生活支援事業の実施

せんもんせい たか そうだんしょんじぎょう 1 専門性の高い相談支援事業

- はったつしおうがいしゃしんせんたー はったつしおうがいしゃけんいきしんせんたー たば せんもん
○ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパー・バイズ等を担うとともに、発達障害者圏域支援センター(府内6箇所)は、地域の中核的な支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うため、地域支援マネジャーを配置し、市町村・保育所等子育て支援機関・障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援により、人材育成や地域の支援体制の整備を行います。
- はったつしおうがいじょとう しえん おこな ちいき しえん まねじやー はいち しちょうそん ほいくじょ とうこそだて
○ また、発達障害児支援拠点(府内3箇所)において、学齢期の児童を中心とした相談支援を行うとともに、教育機関との連携強化を一層促進します。
- こうじ のうきのう しょうがい ひと たい きょうとふ りはびりてーしょん しえん せんたー しえん きよでん
○ 高次脳機能障害のある人に対し、京都府リハビリテーション支援センターなどの支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、自立した生活と社会参画を目標としたリハビリテーション支援等が提供できるよう市町村や医療機関、障害福祉サービス事業者等への研修会の開催やパンフレットの配布等、普及・啓発に努めます。また、支援機関相互の連携会議の開催や就労移行支援、地域活動支援センター等の活用など、地域における高次脳機能障害のある人への地域リハビリテーション支援体制の充実を図ります。
- きょうどこうどうしおうがい ひと かん かくしちょうそんまた けんいき しえん にーず はあく
○ 強度行動障害がある人に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握します。
- きょうどこうどうしおうがい こうど せんもんせい ちいき しえん こういきてきしん じんざい はいち
また、強度行動障害について高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材を配置し、
- いりょう ほけん ふくし きょういくとう ぶんや こ ちいき しえんしやかん れんけい じょうほうきょうゆう ねっとわーく
医療・保健・福祉・教育等の分野を超えた地域の支援者間の連携・情報共有・ネットワーク構築による地域支援体制の整備を進めます。

2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

意思疎通が困難な方への支援、社会参加を促進するため、意思疎通支援者の養成、派遣を推進

するとともに、ICTなどの様々な技術を活用し、障害のある人の情報保障により資するよう、取組を進めていきます。

3 広域的な支援事業

各障害保健福祉圏域に障害者自立支援協議会を設置し、就労支援や医療的ケア、精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを構築し、困難事例等への広域的な対応を図ります。

「京都府障害者自立支援協議会」を設置するとともに、市町村を越えた広域調整を担う組織として各障害保健福祉圏域に「圏域障害者自立支援協議会」を設置し、府障害福祉計画の進行管理及び府全体の相談支援体制の構築に向けて取組を進めます。

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害のある人等からの相談対応を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置している市町村に設置を促すため、圏域の障害者自立支援協議会等による支援により、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備を図ります。

4 サービス・相談支援者・指導者育成事業

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等の提供を行つ方やサービス等提供者に対して必要な指導を行う指導者を育成、サービス等の質の向上を図ります。

具体的には、障害 支援区分認定に携わる方、相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、居宅介護従業者 等、身体障害者・知的障害者 相談員、音声機能障害者発声訓練指導者等の育成について、地域の実情 などを勘案しながら取り組みます。

5 任意事業・地域生活支援促進事業等

1～4に掲げた事業に加えて、府内市町村と連携をとりつつ、広域的な観点から、日常生活支援に関する事業や社会参加を実現する支援に関する事業、就業・就労 支援に関する事業 等を実施し、障害のある人の自立した生活の実現に取り組みます。

第6章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上 の取組

1 人材の養成・確保

障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、実務経験等を踏まえ、現場においてサービスが提供できる人材を養成し、質の向上を図るとともに、必要数が増加している福祉的人材の確保等の取組を一層推進します。

- 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、質の高い相談支援やサービス等利用計画の適切な作成等ができる相談支援従事者等や個別支援計画の適切な作成ができるサービス提供に係る責任者を確保するとともに、計画作成のスキルの向上等、相談支援に携わる者に必要な技術を習得できるよう養成を行います。

また、強度行動障害がある人に対する行動援護や高次脳機能障害のある人に対するリハビテーション等の適切な支援を行える者を養成します。

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神に障害のある人、聴覚や視覚に障害のある人、知的障害のある人など障害特性に応じたヘルパーやボランティアなどの人材の養成・確保を図ります。
- 特に地域の市民人材の活用を行い、人材確保を図るとともに、研修を充実させ、質の高い人材の養成に努めます。

- 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。また、聞こえのサポートナーを養成し、聴覚に障害のある人への理解促進を図るとともに、

手話通訳者等養成事業への参加を促します。

また、代読、代筆事業が障害 福祉サービス・地域生活支援事業において実施されるよう努めます。

- 精神障害 のある人の地域生活を支援するため、支援プログラムを習得 し、個別訪問により精神障害 のある人を支える家族に本人への対応方法等を助言・指導できる人材を引き続き養成 します。

- 基幹相談支援センターや児童発達支援センターなどの地域の拠点において指導的な役割を担って活躍できる人材や、医療的ケア児や発達障害 など、障害 特性に応じた専門分野に對応 できる人材の育成確保に努めます。

- 「きょうと福祉人材育成認証 制度」により、若者等の人材育成と定着 に取り組む事業所を認証 し、その取組を支援・促進するとともに、先進的な取り組みを進める法人に対しては上位認証 として、さらなる取組を推奨 します。

- 府北部地域における福祉人材の養成・確保及び現任職員 の資質向上 等を図るために市町村 と府が連携・協力 して構築した「京都府北部福祉人材養成システム」を推進し、府北部地域において福祉人材の確保・定着 を支え、どの地域でも安心して、高水準 のサービスが受けられるよう取組を進めます。

- 研修 を行うことのできる講師やファシリテータ等の人材を確保する体制の構築により、職員 の質の向上 の持続的な維持に努めます。

2 サービスの質の向上 等

障害 福祉サービス等の質の向上 を図るため、サービスを提供 する職員 への研修 、事業者 に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価及び障害 福祉サービス等の情報 の公表 制度の適切な実施等に努めます。

○ 障害 福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供 する事業者 の指導・監督

を適切に行うとともに、介護職員 による喀痰吸引 等の医療的ケアに関する研修 、

ヘルパーの養成研修 、相談支援従事者の養成・確保を推進する研修 など、サービス提供

人材の確保と質の向上 を図ります。

○ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情 を適切に解決するため、事業者 における適切

な苦情解決の促進を図るとともに、事業者 段階では解決の困難な苦情については、公正・

中立 な第三者機関である運営適正化委員会により、福祉サービスに関する苦情解決の体制

整備とその適性な運用を図ります。

○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構によるサービス提供事業者の第三者評価

を促進し、サービス提供事業者の組織運営及びサービス提供 内容等の透明性を高めると

ともに、サービスの質の向上 ・改善の支援と、障害 福祉サービス等の情報 の公表 制度の

運用を通じて利用者の適切なサービスの選択を支援します。

第7章 計画の達成状況 の点検及び評価

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析を行い、各年度において、「京都府障害者

施策推進協議会（京都府障害者自立支援協議会）」をはじめとした関係機関に対して、本計画の

達成状況等の報告を行うこととし、サービス基盤整備の状況等の点検及び評価を行います。

また、これらの状況、関連施策等の動向を踏まえつつ、必要があると認めるときは、本計画

を変更すること、その他計画達成のための対策を講じます。また、その結果について、ホームページ

等に公表します。

第8章 計画の成果目標 の設定

サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定する

とともに京都府独自の目標も設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点における福祉施設入所者のうち、令和8年度末までに、140人以上の方

がグループホーム等で生活することを引き続き目指し、令和8年度末の福祉施設入所者数の

目標を2,210人とします。

(参考) 令和4年度末の福祉施設入所者数：2,331人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

圏域ごとに設置した保健、医療、福祉の協議の場について市町村にも設置を促すとともに

に、市町村や市町村設置の協議の場と連携して、圏域の課題等に取り組みます。

(2) 精神病床 から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和8年度末の精神病床 から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、次の

とおり設定し、地域移行を促進していきます。

精神病床 から退院後1年以内の地域における平均生活日数：330日以上

(3) 精神病床 における1年以上の長期入院患者

令和8年度末の精神病床 における1年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、

地域移行を促進していきます。

精神病床 における1年以上長期入院患者数：2,196人

(4) 精神科病床 における退院率

精神科病院への入院者について、次のとおり地域生活へ移行することを目指します。

① 令和8年度における入院後3箇月時点の退院率：68.9%以上

② 令和8年度における入院後6箇月時点の退院率：84.5%以上

③ 令和8年度における入院後1年時点の退院率：91.0%以上

(参考) 令和4年6月の1箇月間の入院患者数：622人

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の設置

地域生活支援拠点等について、早期の圏域または各市町村の設置を目指します。

(参考) 令和5年4月1日現在の地域生活支援拠点数：14拠点

(2) 強度行動障害がある人への支援体制の整備

強度行動障害がある人に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え原則として次のような機能を

そなきよてん
備えた拠点のこと。

- ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的 人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、令和3年度の移行実績を上回る540人以上を目指します。

(参考) 令和3年度の移行実績：421人

(2) 就労 移行支援事業による支援

令和8年度において、就労 移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、就労 移行支援事業所の5割以上を目指します。

(3) 就労 支援ネットワークの強化及び支援体制の構築

各地域において就労 支援ネットワークの強化や関係機関の連携した支援体制を構築し、一般就労への移行等を推進します。

(4) 就労 定着 支援事業による支援

就労 定着 支援事業においては、令和8年度における目標 を次のとおり設定します。

① 就労 定着 支援事業の利用者数：450人以上

② 就労 定着 支援事業利用終了後 一定期間の就労 定着率 が7割以上となる就労

定着 支援事業所の割合：2割5分以上

5 障害児 支援提供 体制の整備等

(1) 児童発達 支援センターの設置

重層的な地域支援体制の構築に向け、令和8年度までに圏域 または各市町村 に児童発達

支援センターを設置することを目指し、設置を促します。

(2) 地域社会への参加・包容の推進体制の構築

障害児 の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築に向け、令和8年度

までに全市町村 で取り組むよう促します。

(3) 難聴児 支援のための計画策定 及び中核的 機能を有する体制の構築

難聴児 の早期発見・早期療育 を総合的に推進するための計画は、本計画に盛込むことと

し、難聴児 支援のための早期発見・早期療育 を総合的に推進するため、市町村、児童発達

支援センター、特別支援学校等と連携した中核的 機能を果たす体制の確保を進め、新生児

聴覚 スクリーニング検査から療育 につなげる体制整備のための協議の場の設置や療育 を

遅滞なく実施するための体制整備、難聴児 及びその家族への切れ目のない支援の充実 を

図ります。

(4) 児童発達支援事業所 及び放課後等ディサービス事業所 の確保

じゅうしょうしんしんじょうがいじ しえん じどう はったつしえん じぎょうしょおよ ほうかご とうでいさーびす じぎょうしょ かくほ
重症 心身障害児 を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等ディサービス事業所 につ
いて、令和8年度までに各市町村 又は圏域に確保できるよう、事業所 の整備を促します。

(5) 医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置等

ひ づづ きょうとふ いりょうてきけあじ とうしんせんせんたー あいしょう ふいき たんい
引き続き、京都府医療的ケア児等支援センター（愛称 「ことのわ」）において、府域単位
きょうぎ ば もう けんいきたんい しちょうそんたんい いりょうてきけあじ じゅうしょうしんしんじょうがいじ
の協議の場を設けるとともに、圏域単位、市町村 単位でも、医療的ケア児・重 症 心身障害児
しえん ほけん いりょう しょうがいふくし ほいく きょういくとう かんけいきかん れんけい はか きょうぎ
の支援のため、保険、医療、障害 福祉、保育、教育 等の関係機関が連携を図るための協議
ば もう れいわ ねんど ちいき いりょうてきけあじ じゅうしょうしんしんじょうがいじ に一ず かんあん
の場を設け、令和8年度までに、地域の医療的ケア児・重 症 心身障害児のニーズを勘案し、
かんれんぶんや しえん ちょうせい こでいねーたー けんいきまた しちょうそん はいち うなが
関連分野の支援を調整 するコーディネーターの圏域又は市町村 への配置を促します。

(6) 障害児 入所 施設からの移行調整 に係る協議の場の設置

じょうがいじにゅうしょしせつ いこう ちようせい かか きょうぎ ば せつち
障害児 入所 施設に入所 している児童が 18歳以降、大人にふさわしい環境 へ円滑に
いこう ちいき じょうきょう に一ず ひつよう ぱあい れいわ ねんど いこう
移行できるように、地域に状況 やニーズにより必要がある場合は、令和8年度までに移行
ちようせい かか きょうぎ ば もう
調整 に係る協議の場を設けます。

(7) 相談支援体制の充実 ・強化等

けんいき じりつ しえんきょうきかい とう こべつ じれい けんとう つう ちいき さーびす きばん かいはつ
圏域 の自立支援協議会等における個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・
かいぜんとう とく きかん そうだんしえんせんたー せつち しちょうそん せつち うなが
改善等に取り組むとともに、基幹相談 支援センターを設置していない市町村 に設置を促すた
め、協 議会等による支援により、関係機関の連携の緊密化や地域の実情 に応じた体制
せいび はか
整備を図ります。

6 京都府の取組について

(1) 京都府障害のある人も安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

の普及・啓発について

「京都府障害」のある人も安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について、パンフレットや事例集の作成・配布をはじめとした普及・啓発活動をさらに強化し、広く府民に理解を促します。

京都府障害のある人も安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

①不利益取扱いの禁止 ②社会的障壁の除去のための合理的な配慮 ③相談体制の設置

④不利益取扱いに関する助言、あっせん ⑤共生社会の実現に向けた施策の推進等を

掲げ、障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生

社会の実現を目指す条例として施行。

(2) ヘルプマークの普及啓発について

「ヘルプマーク」について、広く府民に理解を促すため、関係行政機関・教育機関・公共機関等に呼びかけ、普及・啓発活動をさらに強化します。

(3) 京都式農福連携の取組について

本府において担い手の減少が進む農業分野と、障害のある人等の働く場の確保を求め
る福祉分野の連携を行う農福連携に取り組んでおり、農福連携を軸に障害のある人をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」となる地域共生社会づくりを推進します。

れいわ のうふくれんけいじぎょうしょ こうちん ちんぎん しほらいそがく おくえん
令和8年度までの農福連携事業所の工賃（賃金）支払総額：2.3億円

農福連携キャリアパス制度

しようがい ひと のうぎょう かん ちしき ぎのう にんしょう かたち ひょうか み か
障害のある人の農業に関する知識技能を認証という形で評価し、見える化することに

ほんにん いよく こうじょう しゅうろう きょうとふ どくじ せいいど ぎのう おう だんかい にんしょう
より、本人の意欲向上や就労につなげる京都府独自の制度。技能に応じ段階をわけた認証

じっし を実施する。

べっぴょう きょうとふ しょうがいしやきほん けいかくかんれんせいか もくひょう
(別表) 京都府障害者 基本計画関連成果目標

せさくこうもく 施策項目	げんじょう ちょっきん あたい 現状(直近の値)	もくひょう 目標
ふくし しせつ ちいき せいかつ いこう 福祉施設から地域生活への移行	にん れいわ ねんど れいわ 56人(令和3年度～令和 ねんど るいけい 4年度(累計))	にんいじょう れいわ ねんど 140人以上(令和6年度～ れいわ ねんど るいけい 令和8年度(累計))
せいしんびょうしょう たいいんご ねんない ちいき 精神病床 から退院後1年以内の地域に おける平均生活日数	にち れいわ ねんど 325日(令和4年度)	にちいじょう れいわ ねんど 330日以上(令和8年度)
せいしんびょうしょう ねんいじょうちょうきにゅういん 精神病床 における1年以上長期入院 かんじゅう 患者数	にん れいわ ねんど 2,388人(令和4年度)	にん れいわ ねんど 2,196人(令和8年度)
にゅういんちゅう せいしんしょうがいしや ちいき せいかつ 入院中の精神障害者の地域生活への いこう にゅういん かげつ じてん たいいんりつ 移行(入院3ヶ月時点の退院率)	ばーせんと れいわ ねんど 55.0%(令和4年度)	いじょう れいわ ねんど 68.9%以上(令和8年度)
にゅういんちゅう せいしんしょうがいしや ちいき せいかつ 入院中の精神障害者の地域生活への いこう にゅういん かげつ じてん たいいんりつ 移行(入院6ヶ月時点の退院率)	ばーせんと 80.4 % (令和4年度)	ばーせんといじょう 84.5%以上 れいわ ねんど (令和8年度)
にゅういんちゅう せいしんしょうがいしや ちいき せいかつ 入院中の精神障害者の地域生活への いこう にゅういんご ねんじてん たいいんりつ 移行(入院後1年時点の退院率)	ばーせんと れいわ ねんど 87.8%(令和4年度)	いじょう れいわ ねんど 91.0%以上(令和8年度)
ふくし しせつ いっぽんしゅうろう いこう 福祉施設から一般就労への移行	にん れいわ ねんど 405人(令和4年度)	にんいじょう れいわ ねんど 540人以上(令和8年度)
しゅうろういこうりつ わりいじょう しゅうろういこう しょん 就労移行率が5割以上の就労移行支援 じぎょうしょ わりあい 事業所の割合	—	わりいじょう らいわ ねんど 5割以上(令和8年度)
しゅうろうていちやくしょん じぎょう りょうしやすう 就労定着支援事業の利用者数	にん れいわ ねんど 316人(令和3年度)	にんいじょう らいわ ねんど 450人以上(令和8年度)
しゅうろうていちやくくりつ わりいじょう しゅうろう 就労定着率が7割以上となる就労 ていちやくしょん じぎょうしょ わりあい 定着支援事業所の割合	—	わりぶ いじょう 2割5分以上 れいわ ねんど (令和8年度)

施策項目	現状（直近の値）	目標
農福連携事業所の工賃（賃金）支払総額	200,485千円（令和4年度）	230,000千円（令和8年度）
日中活動の場の提供 (生活介護、自立訓練、就労支援等)	18,987人分（令和4年度）	22,458人分（令和8年度）
就労訓練の場の提供 (就労移行支援、就労継続支援)	9,388人分（令和4年度）	11,235人分（令和8年度）
グループホームの整備	2,262人分（令和4年度末）	3,061人分（令和8年度末）
サービス等利用計画作成数（1ヶ月当たり）	8,747.4人（令和4年度）	10,129.0人（令和8年度）
府管理道路の歩道整備及び交差点改良 完了箇所数	22箇所（令和2年度～令和4年度（累計））	18箇所（年間3箇所） (令和6年度～令和11年度)
聞こえのサポートー養成講座受講者数	1,616人（令和2年度～令和4年度（累計））	2,000人（令和6年度～令和11年度（累計））
認知症サポーターの養成	319,905人（令和4年度）	353,891人（令和8年度）
ひきこもり支援を受けてコミュニケーションや生活スキルなどが改善した人の割合	65.5%（令和4年度）	80%（令和8年度）
自殺死亡率（人口10万人当たり自殺者数）	14.6%（令和4年）	10.2%以下 (令和7年度)
医療型短期入所利用者数 (延べ利用人日数)	8,176人（令和4年度）	11,000人（令和8年度）

施策項目	現状（直近の値）	目標
府北部地域における高次脳機能障害者の特性に対応した自立訓練事業所等の数	0箇所（令和4年度）	3箇所（令和11年度）
障害者支援施設及び障害児入所施設で過去1年間の歯科健診実施率	84.6%（令和4年度）	90%（令和11年度）
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	33人（令和4年度）	70人（令和8年度）
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者	2,710人（令和4年度）	3,282人（令和8年度）
乳幼児健康管理従事者育成研修参加者数	1,034人（令和4年度）	延べ1,200人（令和6年度～令和11年度の（累計））
小児リハビリテーション対応機関数	100機関（令和4年度）	120機関（令和11年度）
リハビリテーションサポート医の養成数	37人（令和4年度）	280人（令和11年度）
府内病院で従事するリハビリテーション専門職の数（人口10万人対）	理学療法士82.3人、 作業療法士36.7人、 言語聴覚士14.5人 (令和2年度)	理学療法士135.9人、 作業療法士63.6人、 言語聴覚士22.8人 (令和11年度)
府庁の障害者雇用率	2.60%（令和4年）	法定雇用率

施策項目	現状（直近の値）	目標
民間企業の障害者雇用率	2.31 % (令和4年)	2.4 % (令和4年～令和7年度)
法定雇用率の達成率	52.1% (令和4年度)	60 % (令和4年度～令和7年度)
府立特別支援学校高等部卒業生の就労率	32.1% (令和4年度)	30 % (令和11年度)

なお、他計画に基づく成果目標については、当該計画の改定時において新たに目標値を設定する予定とします。